

三原市 地域福祉計画

平成26（2014）年度～平成35（2023）年度

平成26（2014）年3月

広島県三原市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行により生活習慣や価値観が多様化し、以前のような住民同士の相互扶助関係が失われつつあるなど、地域の希薄化が進んできています。また、虐待や引きこもり、孤独死など人間関係の希薄化に伴う新たな社会問題も発生しております。本市においても、関係機関と連携のもと、福祉サービスの充実を図ってまいりましたが、それだけでは対応できない生活上の課題もでてきています。



このような社会情勢の中、様々な生活課題を解決し、住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくためには、市民、地域・団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割分担のもとに連携を図りながら地域福祉を推進することが、ますます重要となってきました。

今回、社会情勢の変化や地域の実情に合わせ、地域福祉にかかわる様々な立場の皆様にご意見をいただきながら地域福祉計画の見直しを行いました。見直しを行う中で地区ワークショップや関係団体ヒアリングでは『交流』というキーワードが多くあげられました。そのため、基本理念及び将来像を「交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら」とし、地域に住む人たちのさまざまな交流を通じて、人と人とのつながりを深め、お互いが助け合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域をつくっていただけるよう、市民、地域・団体、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域福祉を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、地区ワークショップやアンケート、ヒアリング等を通じてご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

三原市長 天 薙 祥 典

目次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	2
3 計画改定に向けたポイント	3
4 計画の性格	4
5 計画の策定手法	7
6 地域福祉推進の圏域について	8
第2章 三原市の地域福祉の現状と課題	9
1 三原市の現状	9
2 地域別の現状	10
3 三原市における主な地域福祉活動	13
4 住民アンケート調査の結果からの現状	16
5 地区ワークショップからの意見	21
6 関係団体等ヒアリングからの意見	22
7 計画推進における課題	23
8 ライフステージ別及び支援が必要な人の課題	24
第3章 計画の基本理念と将来像	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 計画の体系図	29
第4章 行動計画	30
1 地域のつながりを育む人づくり	32
2 助け合い・支え合いの地域づくり	37
3 安心して暮らせる環境づくり	44
4 ライフステージ別及び支援の必要な人への取組	50
5 先進地の活動事例	52
第5章 重点プロジェクト	54

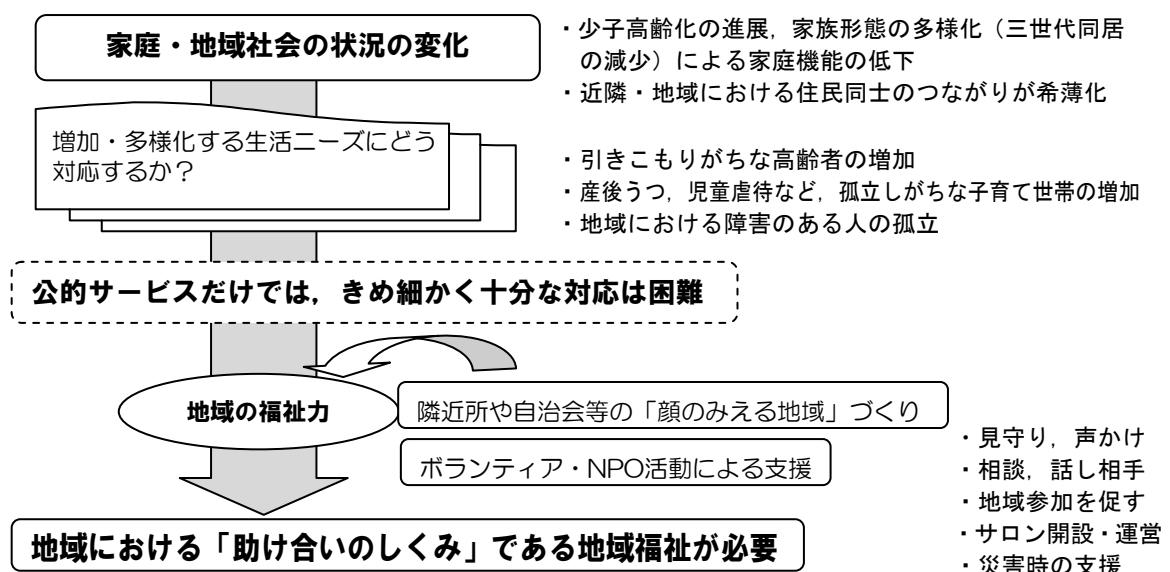
第6章 協働・連携による推進体制	56
1 関係機関等の協働による計画推進	56
2 計画の周知	58
第7章 地域での実践編	59
1 ワークショップとは	59
2 地域での活動の提案	60
第8章 計画の評価と見直しのしくみ	64
1 計画の推進体制	64
2 計画の評価と見直し	64
資料編	66
◆ 三原市地域福祉計画策定委員会設置要綱	66
◆ 三原市地域福祉計画策定委員会委員名簿	68
◆ 策定経過	69
◆ アンケート調査結果より	70

第1章 地域福祉計画の概要

1 地域福祉とは

- 一般に「福祉」というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、対象者ごとに分かれたものと考えられます。対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって必要な福祉サービスが提供されているためと思われます。しかし、公平性・均一性の確保が求められる公的な福祉サービスだけでは、制度の谷間で困ってしまう人が生じたり、複合的な問題に対応できないといった課題が生じています。
- 近年、核家族化や少子高齢化、価値観の多様化やコミュニティ意識の希薄化等の進行により住民の生活ニーズが複雑化・多様化しており、家庭や地域、あるいは既存の制度やサービスだけでは解決が難しいものも少なくありません。また、「無縁社会」と言われるように社会から孤立している人や周りからの支援を拒む人（セルフネグレクト）など孤立化している人への対応なども求められています。
- こうした課題に対し、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要とされています。
- 地域福祉は、乳幼児から高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる助け合い・支え合いのしくみをつくることを目指すものです。
- 平成23（2011）年には、東日本大震災が発生しましたが、多くの方々が犠牲になったと同時に、地域の助け合い、支え合いによって救われた方も多く、改めて地域の絆の重要性が注目されました。
- こうした助け合い、支え合いのしくみづくりを支援し、育んでいくことが、地域福祉計画の目的です。

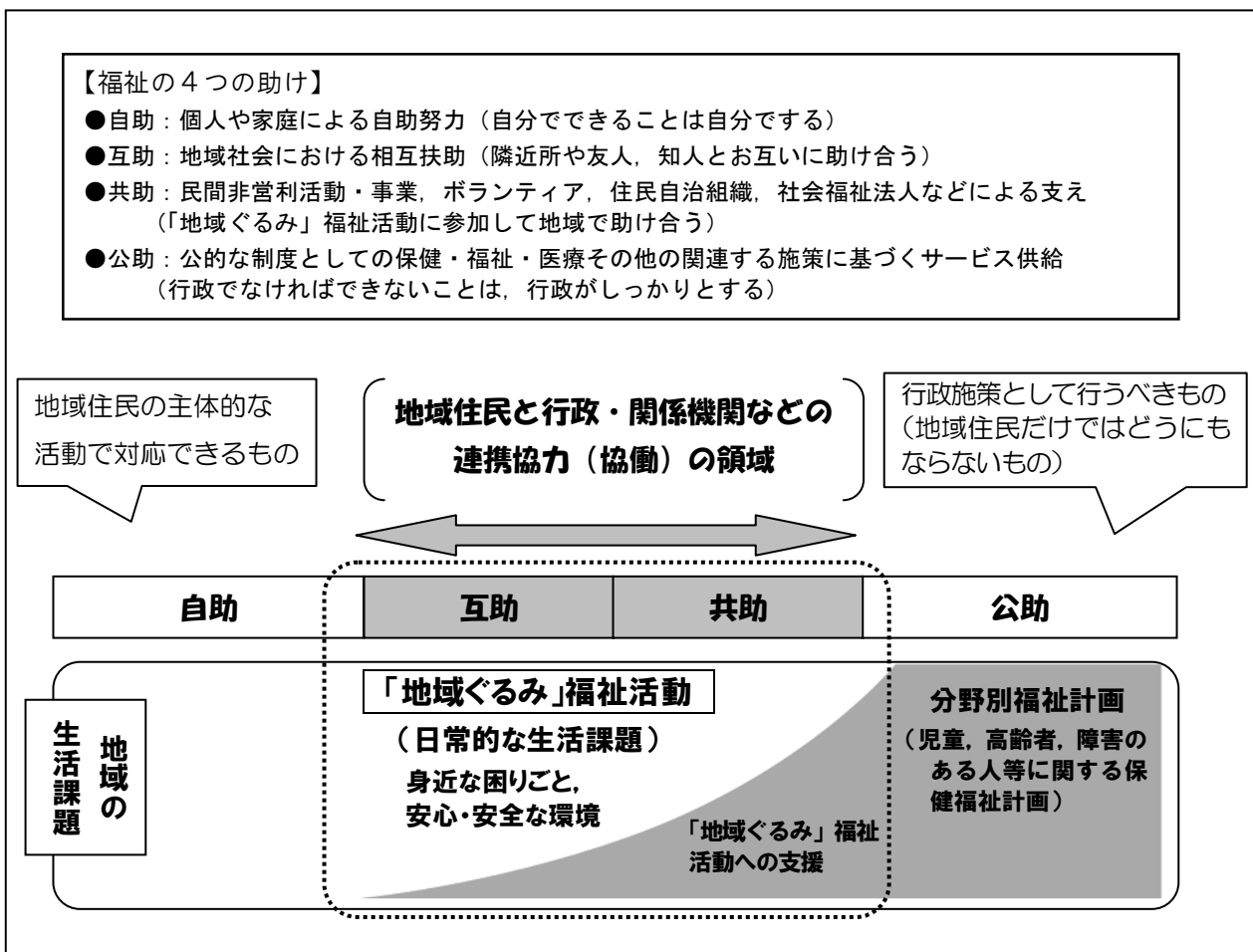
「地域福祉の必要性」のイメージ



2 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、地域に根ざし、お互いを思いやり、助け合い、地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活を送るためのしくみ作りを行う計画です。
- 住民、関係団体、行政などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、年齢や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての人が地域において互いに助け合っていくことが必要となります。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係



3 計画改定に向けたポイント

(1) 国の経緯

- 近年、少子高齢化や核家族化といった社会全体の構造変化により、家族のあり方や地域の姿が変化しています。また、価値観の多様化や個人主義の浸透などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、地域が主体的に担ってきたまちづくりのしくみが失われつつあります。
- このような中、平成12（2000）年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画を策定するように規定されました。
- その中で、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。
- また、平成19（2007）年には、厚生労働省から災害時における要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むことが示されたところですが、平成23（2011）年の東日本大震災において地域における助け合いの重要性がより明確になり、平成25（2013）年には災害対策基本法が改正され、要援護者の把握や情報の共有、支援に関する取り決めや、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられるなど、より一層充実した計画の策定が求められています。
- 平成37（2025）年には「団塊の世代」が75歳以上になり、支援を必要とする高齢者が増加するとみられる一方、現在の出生率では少子化、世帯の小規模化が進行し、社会を支える人口の割合が少なくなります。したがって、今後の10年間で、地域において高齢者を支えるしくみや子育て支援などの充実を図ることが重要な課題となっています。
- 今後の超高齢社会を各地域で支えるために、医療・介護・保健・福祉が連携した高齢者支援が重要となり、市町村による平成37（2025）年を目標年度とした計画的な地域包括ケアのしくみづくりが求められています。
- 障害者福祉の分野では、平成24（2012）年に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となったところです。
- これにより「地域社会における共生の実現」が大きな目標となり、これまでの障害のある人の社会参加を目指す計画から、地域社会が障害のある人を普通に受け入れる社会へと変わろうとしています。
- 子どもや子育て世帯の支援を巡っては、平成24（2012）年に子ども・子育て支援関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新制度が始まります。地域で子どもを育むため、新たな支援制度と地域住民の見守りなどの総合的なコーディネートが求められています。

(2) 三原市の経緯

- 三原市では平成18（2006）年3月に、地域における新たな生活課題に対応するために地域福祉計画を策定しました。また、平成21（2009）年度を開始年度として見直しを行いました。
- 平成20（2008）年2月には、「三原市市民協働のまちづくり指針～海・山・空 夢ひろく 市民協働のまちづくり～」を策定し、この指針に基づき、平成21（2009）年3月に市民協働のまちづくりの具体的な取組を定めた「三原市市民協働のまちづくり推進計画」を策定し、市民協働のまちづくりにつながる環境整備やしきみづくりを推進してきました。また、平成24（2012）年3月に、同計画の一部を改定しました。
- 平成20（2008）年10月には、「三原市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、地域の安心・安全体制を強化することを目的に、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が進められています。また、平成25（2013）年3月に同計画の一部を改定しました。今後も日常の見守りや支え合いである地域福祉を基本とし、連携しながら推進していく必要があります。
- その他にも介護保険事業計画をはじめとして地域福祉が関係するさまざまな計画を策定しており、各計画との協調を図り総合的・一体的に推進することが必要です。

4 計画の性格

(1) 法的な位置づけ

- 地域福祉計画は、社会福祉法第4条の考え方にに基づき、第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。この計画には、同法に規定されている「計画に盛り込むべき3事項」に該当する内容を整理しています。社会福祉法は次のとおりです。

『社会福祉法（抄）』

(第4条 地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(第107条 市町村地域福祉計画)

市町村は、地方自治法第二条四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及其他社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の期間

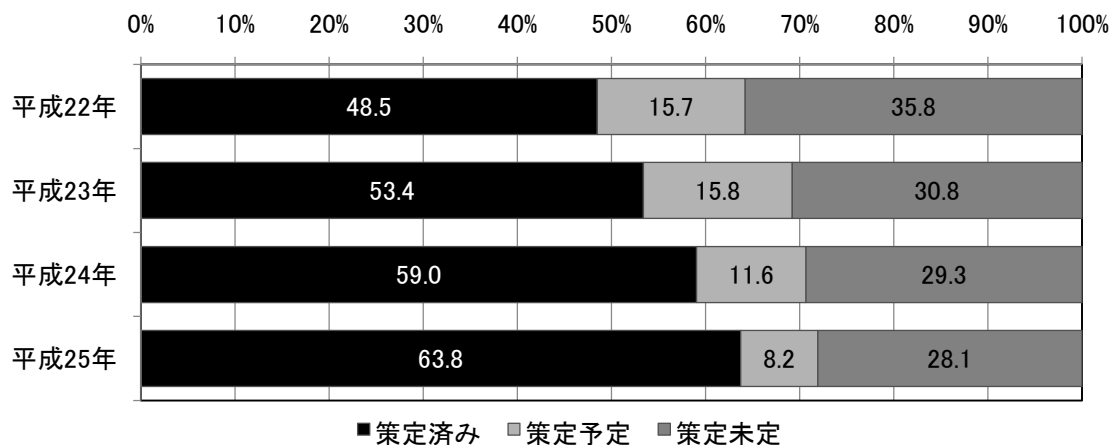
○平成26（2014）年度を初年度，平成35（2023）年度を最終年度とする10年間を計画期間とします。社会情勢の変化などに対し柔軟に対応できるよう，おおむね5年目に中間の見直しを行うものとします。また，国の動向などの必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 全国の地域福祉計画策定状況

○平成25（2013）年3月で全国市区町村の63.8%，市区部では83.4%が地域福祉計画を策定しており，計画のあるまちでは地域活動の推進につながっていることから，年々策定割合が増えています。

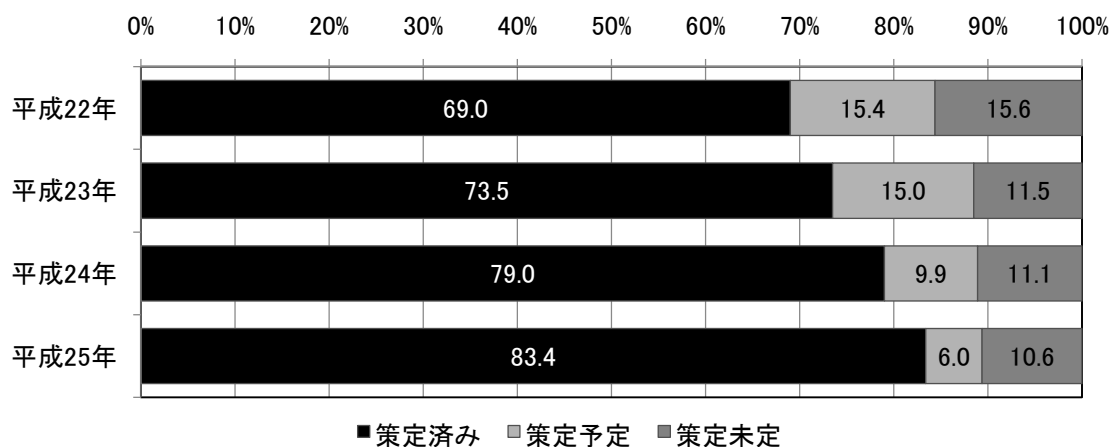
本市では，全国市区町村の半数以下しか策定されていないころから計画を策定し，地域福祉を推進しているところです。

■全国の市区町村地域福祉計画の策定状況（各年3月31日現在）



資料：厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果」

■全国の市区部の地域福祉計画の策定状況（各年3月31日現在）

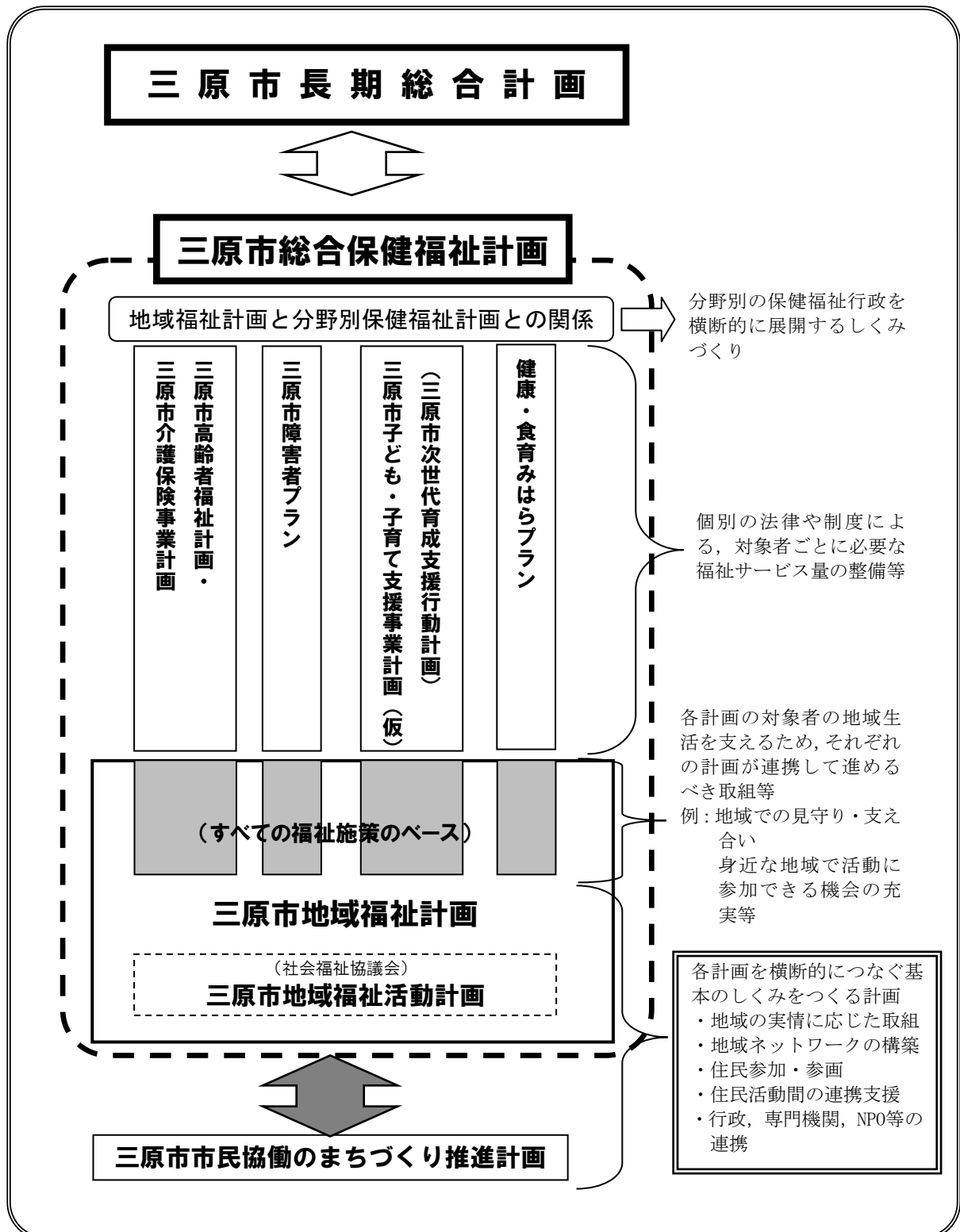


資料：厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果」

(3) 計画の位置づけ・他計画との関係

- 本計画は、すべての福祉施策のベースとして他の各分野別保健福祉計画が連携して進めるものです。
- 三原市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進・補完する総合的な計画の意味を併せ持っています。

■三原市地域福祉計画の位置づけ



5 計画の策定手法

(1) アンケート調査の実施

○本計画を見直すにあたり、住民や関係団体、住民自治組織における地域とのつながり、地域活動、地域の協力体制等の現状について実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査票の種類	町内会等住民自治組織	住民
調査対象者	三原市内の町内会等 住民自治組織の役員	三原市民生委員・児童委員 及びボランティア等
調査期間	平成25(2013)年10月1日～10月30日まで	
調査方法	個別配布・郵送回収による調査方法	
調査対象者数(配布数)	518	2,127
回収数	355	1,226
回収率	68.5%	57.6%
有効回収数	355	1,226
有効回収率	68.5%	57.6%

(2) 地区ワークショップ

○地域のさまざまな分野で地域活動を実践している人々に集まっていただき、地域福祉の重要性について伝え、地域における生活課題を抽出するとともに、その生活課題に対し、どのような取組ができるかについて話し合うために、地区ワークショップを開催しました。

○平成25(2013)年10月～11月、市内4か所(三原地域：本町地区、本郷地域：北方地区、久井地域：中野地区、大和地域：和木地区)において、地域住民に参加していただきました。

(3) 関係団体ヒアリング調査

○関係団体ヒアリングは、市内の福祉団体やボランティア団体を対象に6団体、地域福祉に関する項目について調査票を配布し、ヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

○市ホームページを活用したパブリックコメントを行い、市民に広く周知すると共に、市民の意見をもとめました。

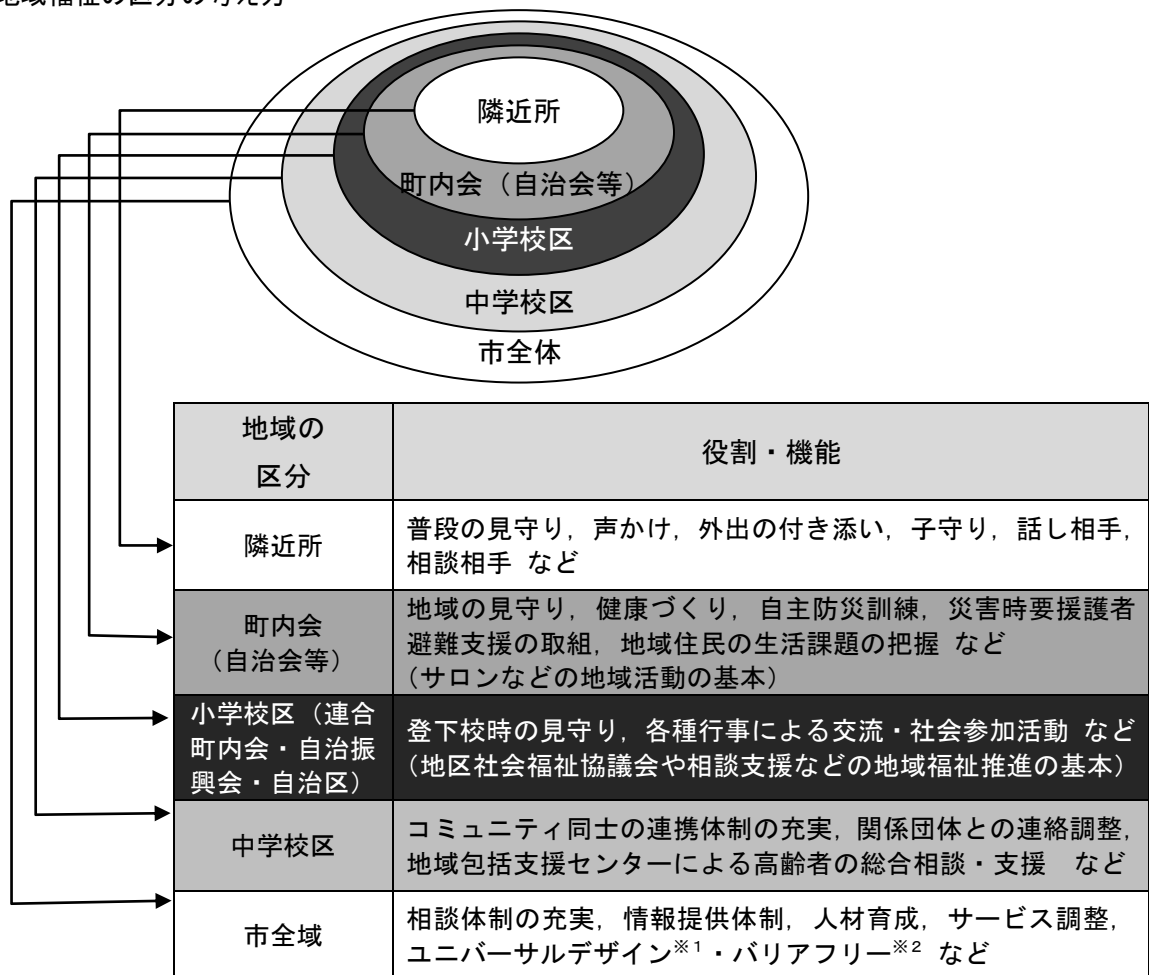
6 地域福祉推進の圏域について

○地域を考えると、隣近所や町内会（自治会）、小学校区、中学校区、旧市町区域、市全体などさまざまなものがあります。地域福祉活動では、地域の広さや大きさ、その機能を重層的に捉え、それぞれの範囲での役割が積み重なることで、一つの大きな福祉のまちづくりにつながると考えます。

行政が主体となる施策においては、市全体や行政区、旧市町単位などでの取組が主となっています。しかし、地域福祉では地域住民（住民自治組織）、地区社会福祉協議会、民間非営利活動団体等が活動の主体となります。町内会や小学校区などの身近な地域（小地域）における取組が重要となってきます。

これらの地域の階層・区分について、実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、本市においてはおおむね次の図のように整理することができます。

■地域福祉の区分の考え方



※1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々のさまざまな特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

※2 バリアフリー：障害のある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。福祉のまちづくりの分野では、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおいて、障害のある人や高齢者などの利用にも配慮した設計のことをいう。

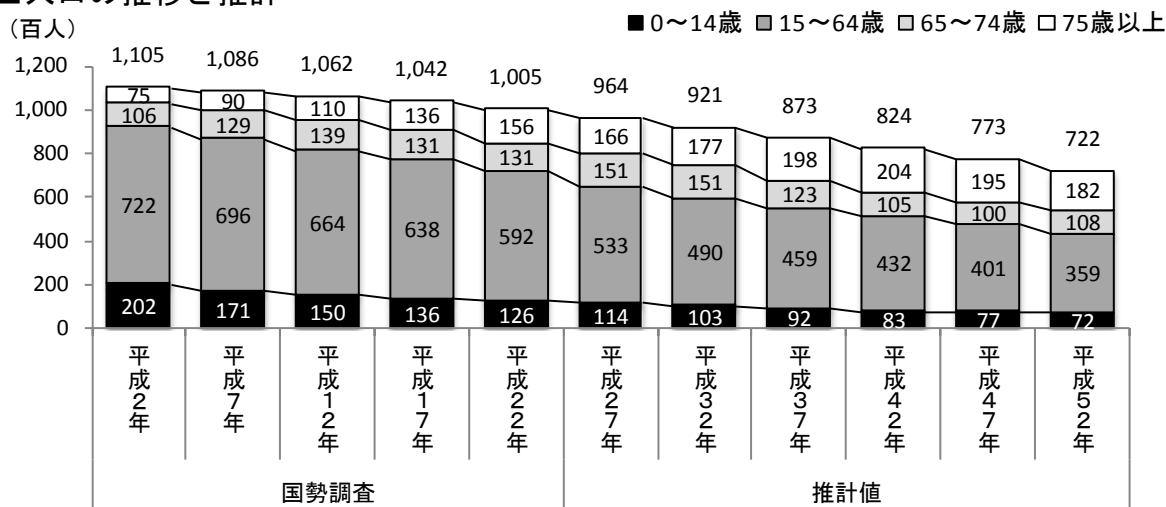
第2章 三原市の地域福祉の現状と課題

1 三原市の現状

(1) 人口の推移と推計

- 三原市の人口は、平成22（2010）年国勢調査では10万人を維持していますが、将来推計によれば、少子高齢化が加速する予測となっています。特に支援の必要な人が多くなる75歳以上の後期高齢者数は平成17（2005）年から65～74歳の前期高齢者数を上回っており、平成37（2025）年には前期高齢者数の1.5倍を超える見込みです。後期高齢者が横ばい傾向で推移する一方、前期高齢者は今後減少傾向となるとみられ、就労により社会を支える15～64歳人口の減少もあることから、意欲のある前期高齢者が社会参加により地域を支える役割が重要となるとともに、地域住民の自助、互助、共助の取組の重要性が増加します。
- 子どもや働き盛りの人口減少については高齢者数の変化よりも大きい比率で進んでいきます。子育てがしやすい地域、職場や地域での支え合いが進んでいくことが望まれます。

■人口の推移と推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 高齢者の役割の拡大

- 三原市の全就業者に占める65歳以上の割合は増加を続けており、平成22（2010）年では13.1%を占め、高齢者の就業率は低下しています。働く意欲のある高齢者の方は就労や福祉活動に、働かない・働けない方は、介護予防を含めた健康管理に努めることが必要です。

■高齢者の就業状況

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全就業者数	54,553	54,818	51,713	50,447	45,923
就業率	60.4%	59.9%	56.7%	55.7%	52.6%
内65歳以上	4,843	6,144	5,890	6,040	6,008
就業率	26.7%	28.0%	23.7%	22.6%	21.1%
全就業者中の割合	8.9%	11.2%	11.4%	12.0%	13.1%

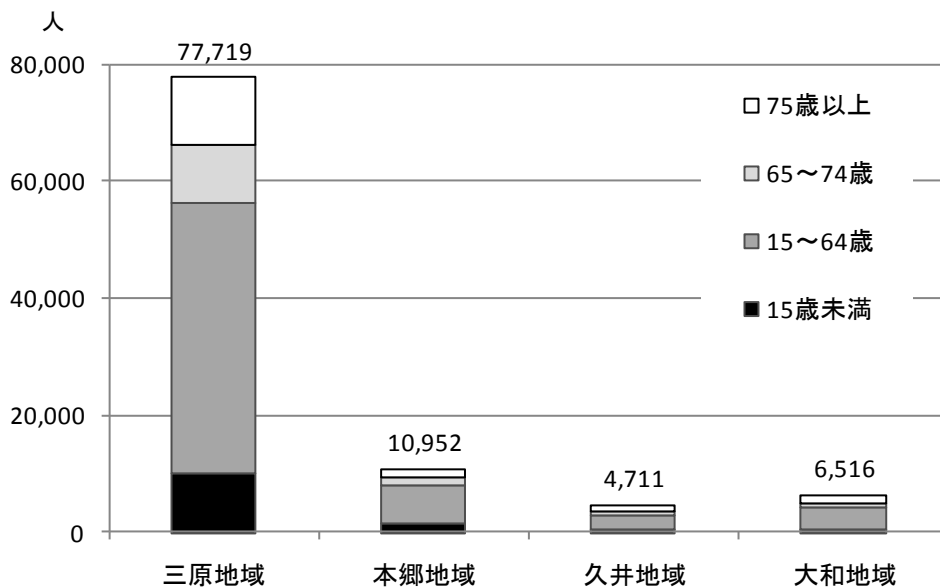
資料：国勢調査

2 地域別の現状

(1) 地域別の人口構造

- 本市の地域別の人口構造は、南部（三原地域・本郷地域）と北部（久井地域・大和地域）で差がみられます。
- 南部の三原地域・本郷地域では高齢化率（65才以上の割合）が27.7%、25.8%と、約4分の1強であるのに対し、久井地域、大和地域では、37.8%、36.3%と、3分の1を超えており、地区によっては50%を超えています。
- 日中、地域で暮らす高齢者が多いことから、地域の助け合いや支え合いには、高齢者の協力と活動が期待されています。
- また、それぞれの地域ごとに拠点施設の種類や配置、生活圏なども特色があることから、各地域の特色をふまえた地域福祉活動を進める必要があります。

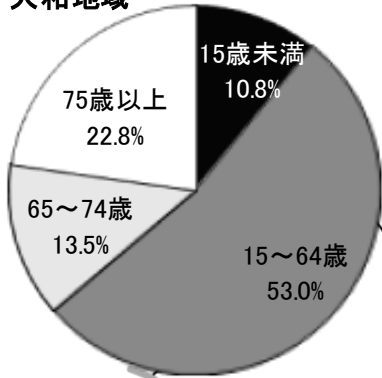
■地域別の人口



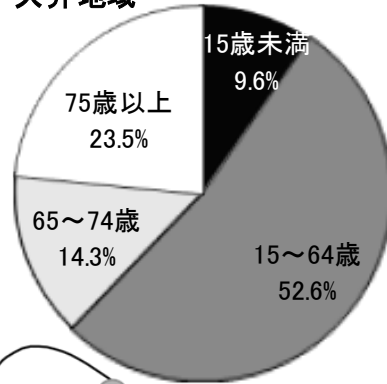
資料：平成22(2010)年国勢調査

■地域別の人口構造

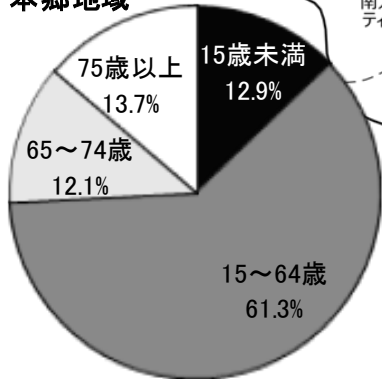
大和地域



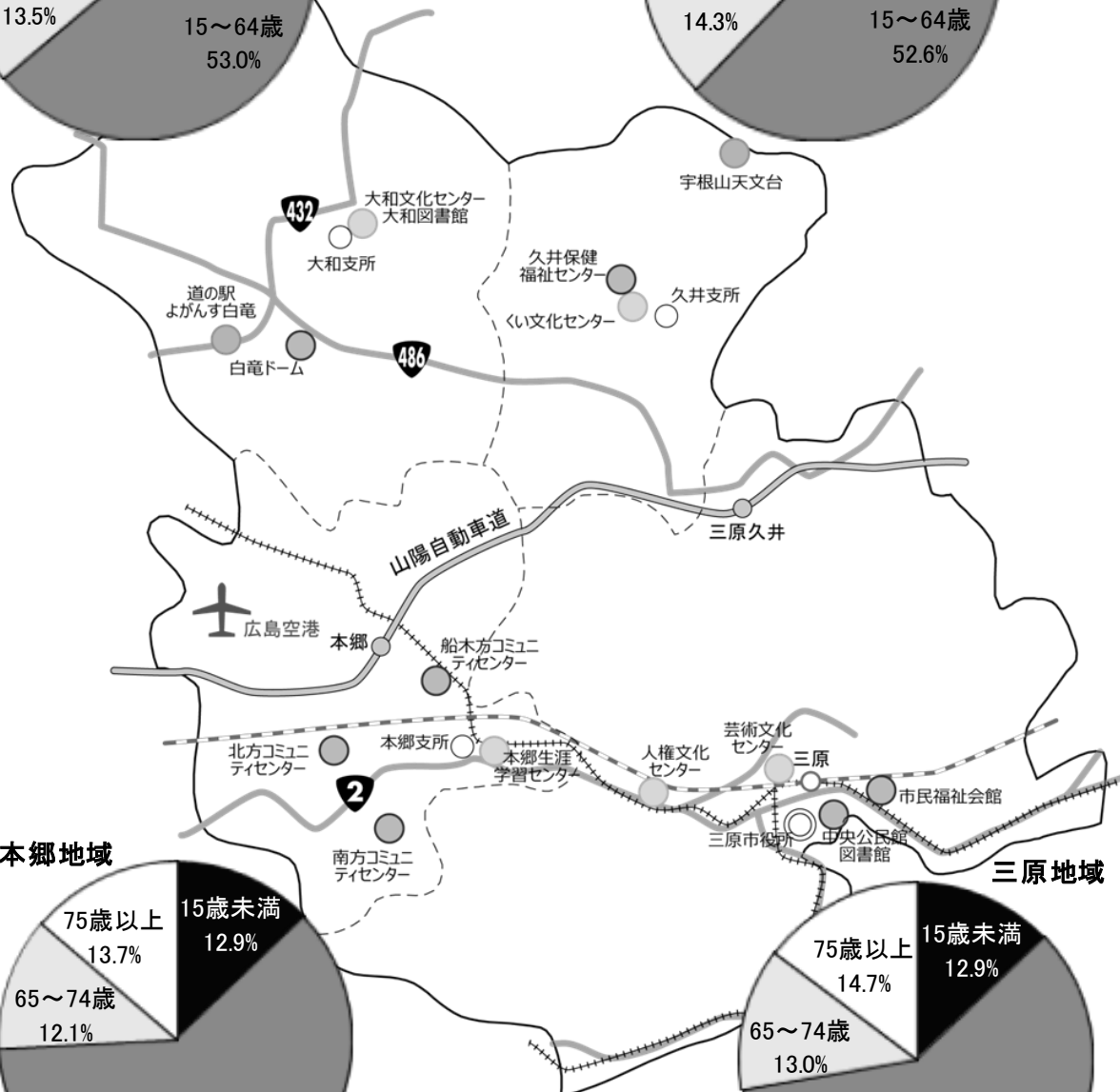
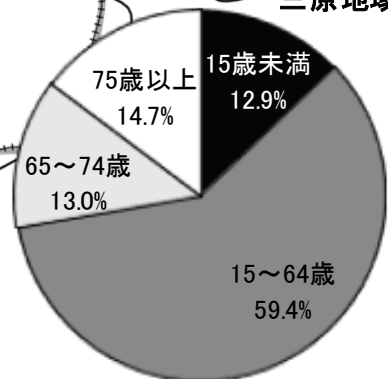
久井地域



本郷地域



三原地域

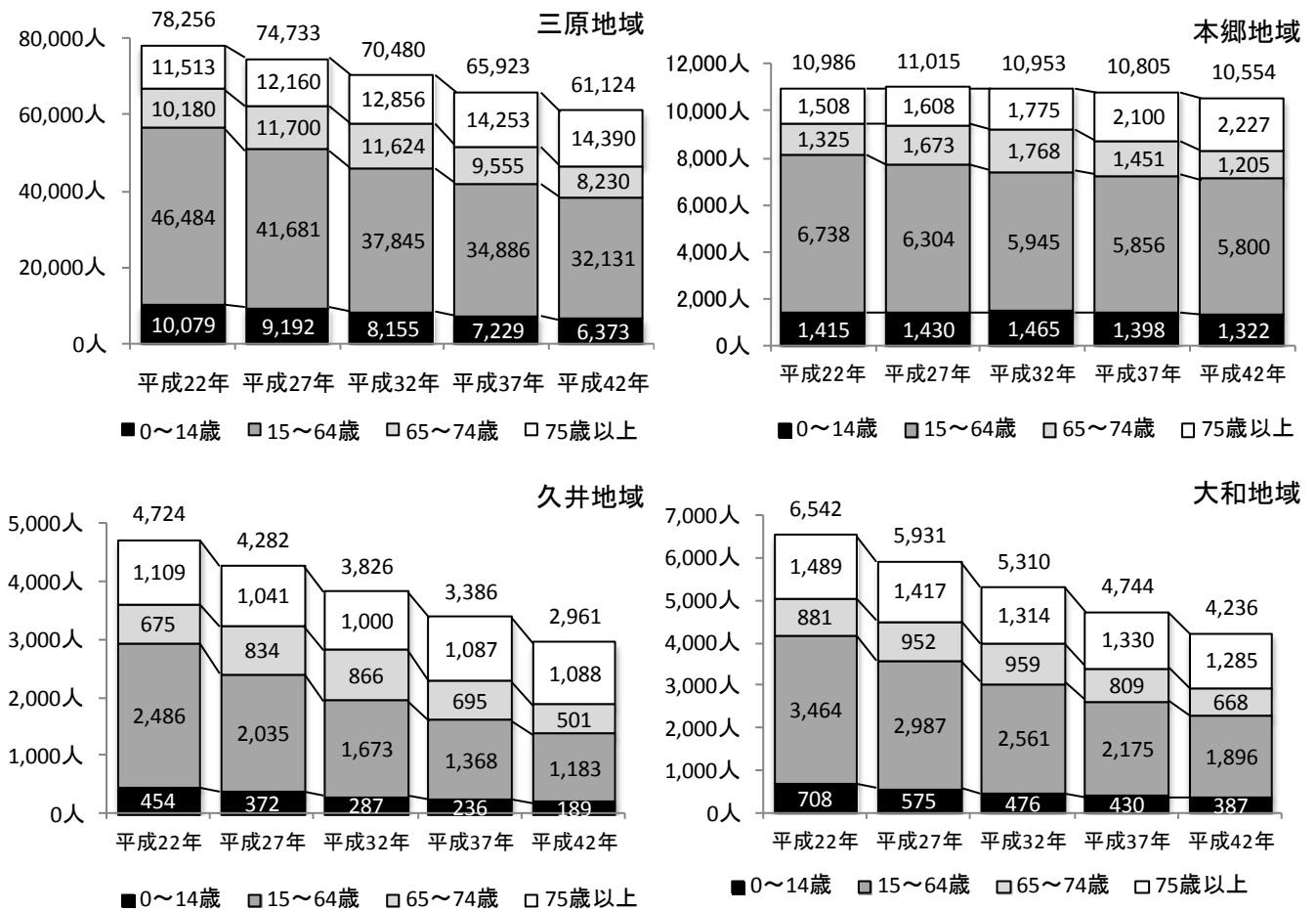


資料：平成22(2010)年国勢調査

(2) 地域別の人口推計

○各地域の人口推計を行ったところ、地域によって、人口構造が大きく異なることが予測されており、それぞれの特性に応じた地域づくりも課題となります。

○どの地域も75歳以上の人口がほぼ変わらないのに対して、それ以下の人口は大きく減少していきます。そのため、新たな担い手として、65～74歳に期待がかかります。



資料: 国勢調査をもとにコーホート要因法により推計した値

3 三原市における主な地域福祉活動

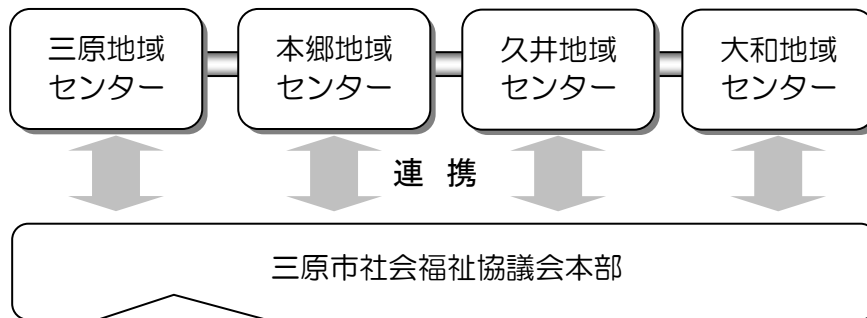
(1) 社会福祉協議会

- 三原市社会福祉協議会では、住民相互の交流機会を支援すること、ボランティア活動の推進、行政や福祉関係機関との連携を通じ、住民相互の「支え合いの地域づくり」を推進しています。
- 地域福祉の推進を目指して協働する人たちの活動指針となる「第3次地域福祉活動計画」を策定し、福祉ニーズと生活課題を最も把握している地域住民や関係団体と連携を図りながら、ともに地域福祉を進める主体となります。
- 4つの地域センターを設置し、本部と連携を図りながら、地域性を重視した活動を推進しています。各地域センターには地域福祉活動専門員を配置し、専門性を生かした地域活動が展開できる体制を整えています。

■第3次地域福祉活動計画の構想と基本計画

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して

— 未来のために老若男女でキャッチボール —



社会福祉協議会の活動（一部）

- 福祉サービス利用援助事業「かけはし」
高齢や障害があることにより、福祉サービスの利用や各種契約について判断することに心配のある方が、地域で“安心した生活”を送れるようお手伝いをする事業。
- ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」
普段の暮らしの中で、ちょっとした困りごとを「お互いさま」の気持ちで、お手伝いする活動。
- 地域見守りサポート事業
お住まいの町内会・自治会・地区社会福祉協議会等を単位として行う見守り活動で、住民から選出したボランティアである福祉推進員（サポーター）が、見守りを希望する人に対し見守り活動を行う事業。
- ふれあい・いきいきサロン活動
誰もが安心し、生きがいをもって暮らせる地域づくりを目的として、無理なく、楽しく、話して笑える時間を過ごす地域の「居場所」、「交流の場」づくりを住民のみなさまと推進していく事業。

ほか

(2) 各種ボランティア・NPO法人

- 現在, 社会福祉協議会のボランティアセンターには, 120の団体, 組織が登録されています。
- 活動地域別でみると, 三原地域が55団体で最も多く, まちづくりや国際交流などの団体も見受けられます。
- また, 地域それぞれに, 技術支援, 当事者支援, 地域ボランティアが多いなどの特色も表れており, 地域の実情を反映しているものとみられます。

	活動地域別				全市	総計
	三原	本郷	久井	大和		
技術支援	11	3	1			15
当事者支援	8	1	3	1		13
災害支援	1	1		1		3
子育て支援	4	1	1			6
総合支援	7	1	1	1		10
地域ボランティア	2	1	2	4		9
施設支援	16	1	1			18
まちづくり	3					3
環境支援	2					2
国際交流・協力	1					1
NPO法人					10	10
当事者団体					30	30
総計	55	9	9	7	40	120

資料: 社会福祉協議会(平成25(2013)年4月1日現在)

(3) 民生委員・児童委員(主任児童委員)

- 民生委員・児童委員とは, 社会奉仕の精神をもって, 常に住民の立場にたって相談に応じ, 必要な支援を行う役目を担っています。
- 主な活動としては, ①要援護者に対する相談・助言・援助, ②地域住民の生活状態を必要に応じて把握すること, ③福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供や援助, ④社会福祉施設・市町村・学校など社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し, その事業又は活動を支援, ⑤福祉に関する機関や行政などの福祉業務への協力, などがあります。
- 市内の民生委員・児童委員(主任児童委員)は, 11地区に分かれ民生委員児童委員協議会を組織しています。また, 協議会は, 三原市民生委員児童委員連合協議会を組織し, 委員活動の連絡や調整のほか, 地域福祉, 児童福祉, 高齢者福祉, 障害者福祉, 自立支援などの研修等を行っています。
- 本市では平成25(2013)年12月現在, 市内11民生区において230人の民生委員・児童委員及び22人の主任児童委員, 合計252名が活動しています。

(4) 住民自治組織（町内会・自治会・自治区・自治振興会等）

- 市内の各地域では、多様な福祉・健康づくり関係組織が自主的に活動しています。
- 住民自治組織は、地域住民が主体的に住みやすい地域をつくっていくために組織されています。
- 主な活動は、①生活環境の整備、②住民の安全維持、③地域住民のレクリエーション活動、④地域住民の福祉厚生活動、⑤広報・調査です。
- サロン活動（ふれあい・いきいきサロン・子育て支援サロン）や見守りサポート事業などの福祉・健康づくりに関する活動の中心的組織として期待されています。

◆ふれあい・いきいきサロン

地域の住民自治組織、民生委員・児童委員、女性会等さまざまな人が協力して、会食、茶話会、体操、ゲーム、趣味の活動、健康チェック等、それぞれ興味のあることや関心のあることを企画しながら、運営しています。ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者にとって、外出の機会促進や生きがいつくりの場として重要な役割を果たしています。

◆地域子育て支援サロン

子育て中の保護者を対象に、子育て経験のあるボランティア等が中心となり、子育て中に生じる悩みや思いを支援しています。地域ぐるみで子育ての環境づくりを目標に実施する活動です。保護者同士の貴重な情報交換の場となっています。

◆見守りサポート事業

地域住民の協力により、高齢者や障害のある人が孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民で見守り・声かけを行う事業です。

見守りを希望する支援が必要な人の緊急連絡先やかかりつけ医を記入した「安心カード」を作成し、地域住民から選ばれた「福祉推進員（サポーター）」が対象者宅を見守り、声かけなどを行います。

また、住民が隣近所で困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員や福祉推進員等に連絡して、見守り・声かけ活動をしてもらうこともできます。

◆老人クラブ

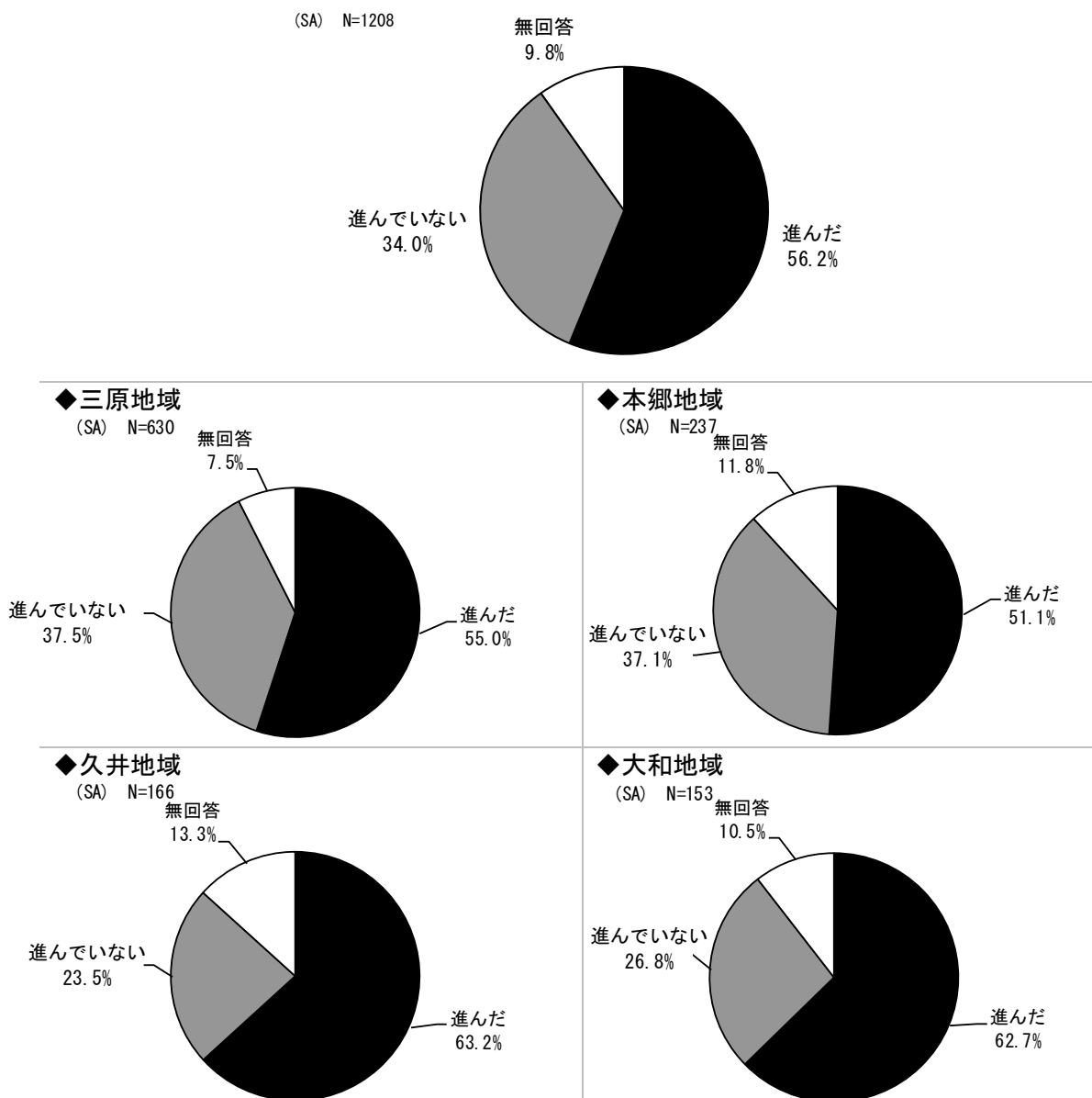
地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、教養の向上、健康増進、地域社会との交流を共通の理念として活動しています。各地域に老人クラブがあり、三原市老人クラブ連合会を組織しています。主な活動は、スポーツ活動、教養講座の開催、社会奉仕活動、寝たきり高齢者等友愛訪問、他世代との交流会等がありますが、会員の減少が課題となっています。

4 住民アンケート調査の結果からの現状

(1) 地域福祉の進捗

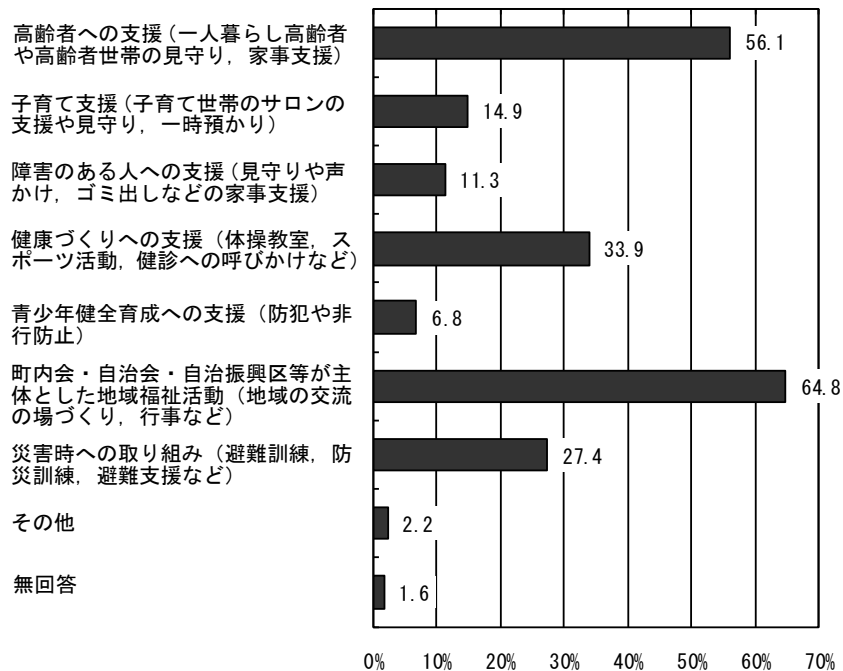
- この5年間で地域福祉が「進んだ」と思う人は56.2%と過半数になっており、特に「町内会・自治会・自治振興区等を主体とした地域福祉活動」や「高齢者への支援」において成果を感じています。地域別でみると、久井と大和では「進んだ」の割合が高くなっています。
- 一方で、取組が「進んでいない」と感じていることも上記の2つが上位となっており、この2つが住民の生活ニーズを表していると考えられます。また、「災害時への取組」においても、進んでいない項目の上位となっています。

問 あなたの住んでいる地域では、この5年間で住民同士の気かけ合い、支え合いなどの地域福祉の取組は進んだと思いますか。



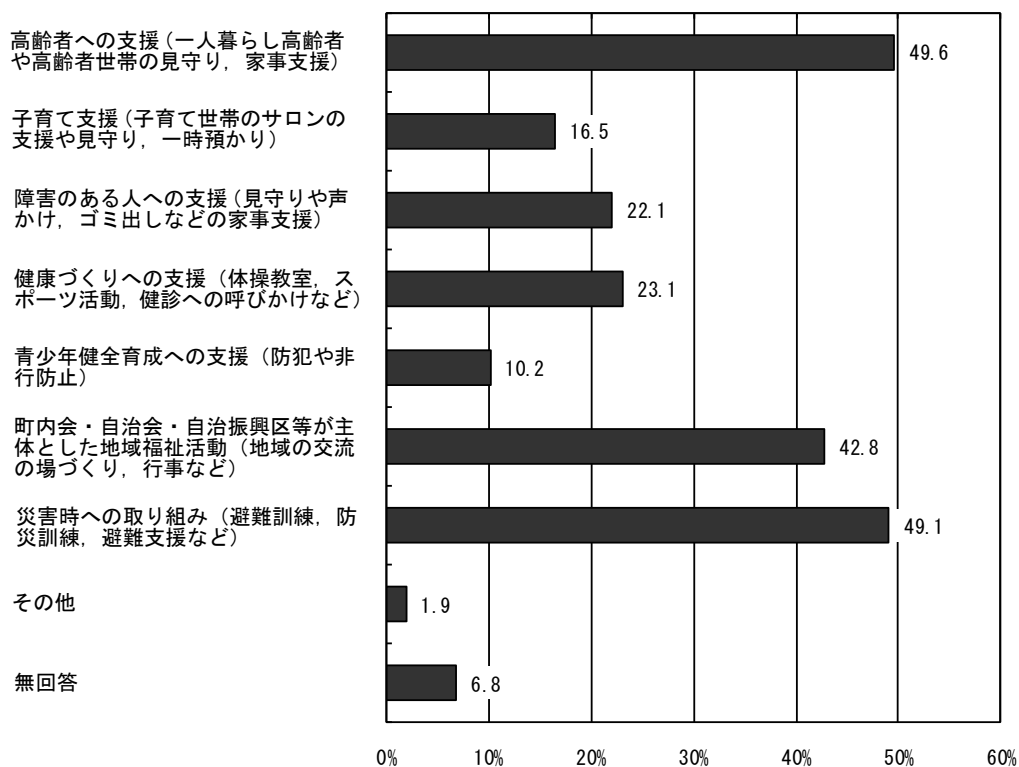
問 地域福祉のどのような取組が進んだと思いますか。

(MA) N=679



問 地域福祉で特に進んでいないと思うものは何ですか。

(MA) N=411

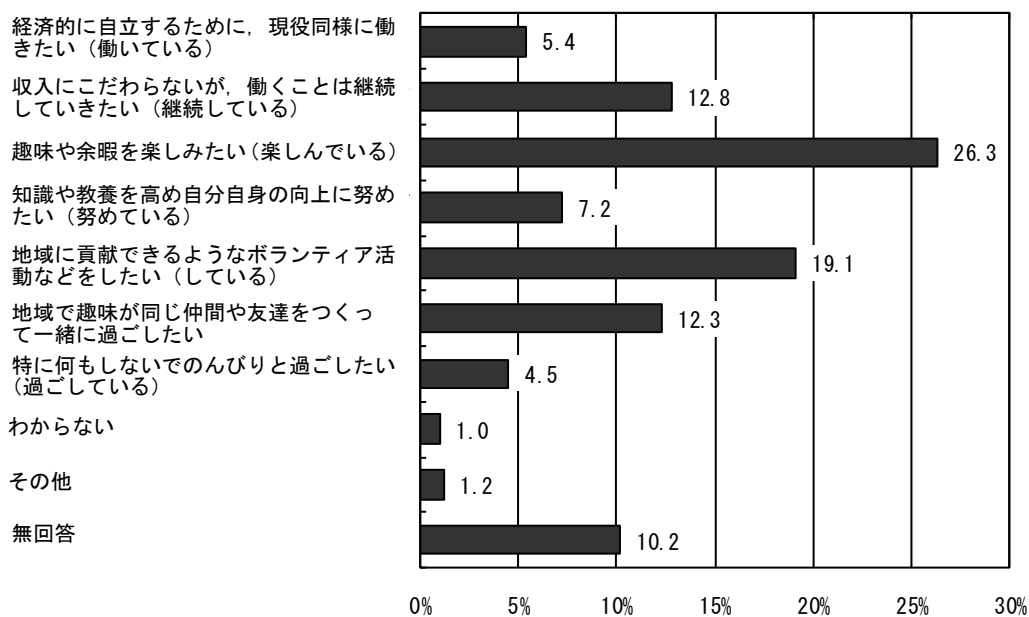


(2) 高齢者の生きがいがづくりと社会参加

- 本計画期間においては、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、地域生活を主体とする高齢者が急激に増加します。
- 団塊の世代の多くが後期高齢者（75歳以上）となる平成37（2025）年には、介護や医療の負担が大きくなることが考えられることから、地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活ができる地域づくりのためには、高齢者が健康であり続けることが必要となります。
- アンケートでは、退職後を「趣味や余暇を楽しみたい」「地域に貢献できるようなボランティア活動をしたい」といった回答が上位となっており、高齢者の生きがいがづくりと社会参加に向けた取組が求められています。

問 あなたは定年退職後などの高齢期をどのように過ごしたいとお考えですか。
またはどのように過ごしていますか。

(SA) N=1,208

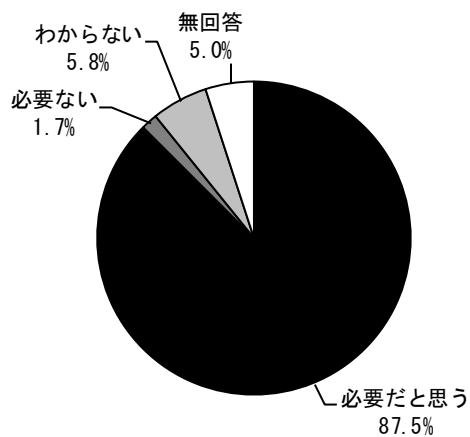


(3) 日常生活での助け合い、支え合いについて

- 地域の課題解決に対して住民同士の協力関係が「必要だと思う」とする回答が約9割を占めるなど、地域の課題を地域で解決する支え合いの意識は高まっています。
- ボランティア活動の参加のきっかけとしては「家族・友人の誘い」が多く、人材の発掘や参加促進のためには、口コミによる効果が高いことがうかがえます。
- 今後は、こうした意識を実際の活動へと結びつけるきっかけとしての広報活動や交流が重要となっています。

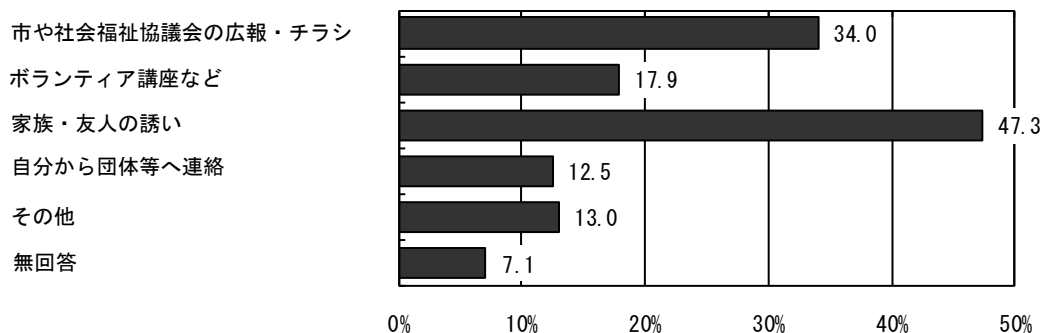
問 あなたは地域で起こるさまざまな生活問題の解決に対して、住民同士の協力関係が必要だと思いますか。

(SA) N=1,208



問 ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。

(MA) N=854



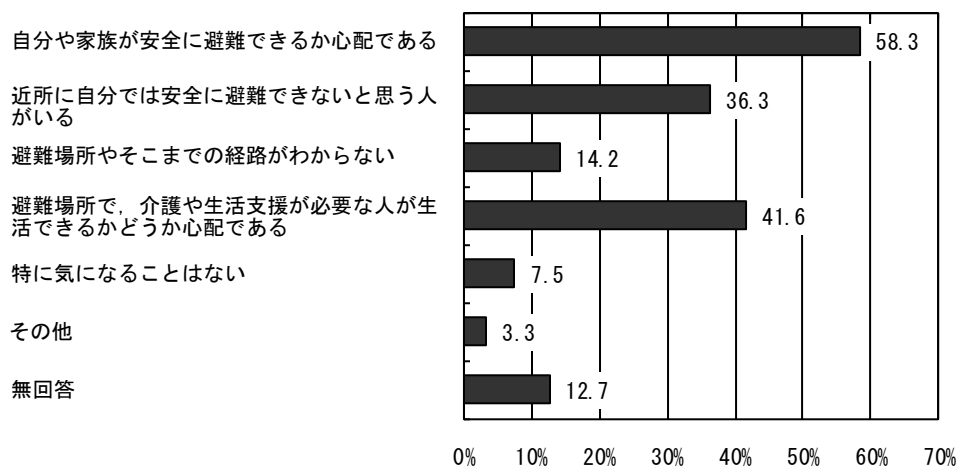
(4) 災害時における支援について

○災害時における取組で気になることでは、避難することに加え、避難所での生活に不安が大きいことがうかがえます。避難場所において住民同志が共に支え合って生活できるよう、日頃からの地域のつきあいが重要となっていきます。

○また、「近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる」への回答が高く、さらに、災害時要援護者の情報共有については理解が進んでいるとみられます。よってそれらの意識を行動に結びつけ、防災のしくみを地域で活かせるよう、平時から住民同士の気にかかけ合いが行える取組が求められます。

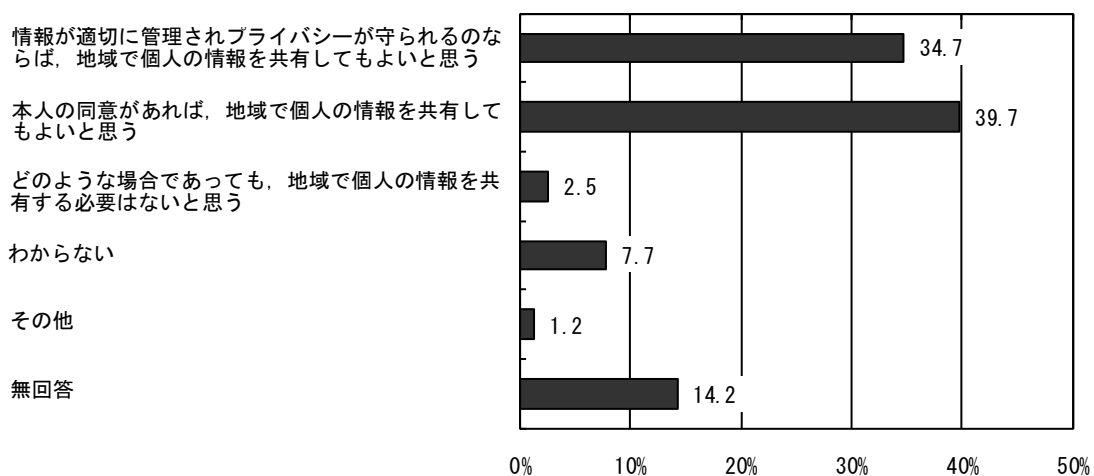
問 災害時に、誰もが安全に避難等ができるようにしていくうえで、あなたが気になることはありますか。

(MA) N=1, 208



問 災害時に誰もが安全に避難できるよう地域で支え合うために、支援が必要な人の情報などを地域で共有することについて、どのように思いますか。

(SA) N=1, 208



5 地区ワークショップからの意見

○各地域のワークショップにおいて、今後地域で取り組みたいものについて議論をしていただきました。

分類	地域で取り組みたいもの
意識	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事に参加できる雰囲気をつくる ●気軽に話しかけられる意識づくり ●日頃からの人との絆 ●温かい言葉かけ ●気軽な対話(訪問) ●高齢者のことを考えて行動する
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のサロンへ子どもが参加 ●高齢者と子どもの交流 ●子どもが行う伝統行事を還暦の人が行う ●若い人の地域活動への参加 ●住民の交流 ●いろんな世代の人が交流する ●子どもや若い人たちとの交流の場、交流できるイベントの実施 ●学生との交流の場づくり ●家に引きこもりがちの人が出て来られる場づくり ●カットサロンを活用した楽しい交流の場づくり ●三世代同居
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●リーダーが必要 ●リーダー養成 ●世話役の育成、確保 ●社会福祉の育成のための人材確保 ●担い手の高齢化への対応
活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●サロンの情報を発信し、人を集める ●サロンを利用した周知とつながりづくり ●役割の分担 ●ボランティア活動の促進 ●老若男女が互いに助け合い行動していける環境づくり ●向こう3軒両隣の取組
日常の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で草刈り ●隣近所の支え合い ●買い物難民への支援 ●買い物ツアー
活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者ふれあいサロンの設置 ●マンション住民の方が地域参加できる場づくり ●集会所の開放
人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で自分の得意なもので役割をもつ ●意欲のある高齢者が活躍できる場づくり ●農業の法人化に取り組み高齢者にも働く場所を提供 ●集団農業を行う
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●バスを安く存続 ●交通の便をよくする ●デマンド交通 ●道路の拡大
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス情報の発信 ●地域の行事の情報提供
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●移動商店 ●移動販売 ●ネットを使った買い物 ●買い物配達サービス ●企業誘致
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ●防災組織の充実 ●機能的なまちづくり ●街灯の設置 ●駅周辺の買い物の利便性を高める ●障害のある人たちが集まれる場づくり ●車が速度を落として走るよう看板の設置

6 関係団体等ヒアリングからの意見

○地域で活動する関係団体等に調査を行い、現場で活動する人の意見から課題を把握しました。

◆団体同士の連携について

行政との連携は比較的『図れている』という意見が多くなっています。その半面、他団体、特に活動エリア外の団体・組織との連携については、あまり図られていない等が多くなっており、連携の弱さが現れていると考えられます。

◆今後、連携していくために必要だと思うことについて

「市役所や社会福祉協議会、各種団体・組織等との交流の機会の確保」と答えた団体が最も多く、交流機会の増加を求められているとともに、「市役所と各種団体・組織等、市民との役割分担の明確化」「地域の交流拠点施設などでの中間支援の場や組織の設置」が続いており、役割分担や体制の見直しも求められていると考えられます。

◆地域住民との連携・協力について

前向きに『連携・協力をしている』と答えた団体は多い状況です。しかし、必要だと思う連携・協力の設問では、「誘いあいによる催しなどへの参加者増加」が最も多い意見として上がっており、地域住民の活動への参加促進について連携・協力が十分と感じられていないと言えます。

◆生活課題について

少子化についての懸念が最も多くなっているほか、「地域でのつきあいや連帯感が不十分」「異世代との交流が少ない」「障害のある人・高齢者が暮らしやすい環境づくり」「ひとり暮らしの高齢者の生活支援」という意見を考えると、地域や近隣住民、世代を越えた交流の希薄化が懸念されます。その他回答として、具体的に記載されている中にも、高齢者と子どもの交流や地域内での集まりや連携などがあげられています。

◆地域福祉の活発な活動に必要なことについて

“活動拠点”、“高齢者の活動できる環境”、“コーディネーター”という意見が多くなっています。反対に比較的少なかった意見の中に、「団体・組織間の連携」「団体・組織等と行政との連携」があげられており、まずは自分たちのまわりの活動の足場づくりから行っていく必要があると考えられます。

7 計画推進における課題

■見えてきた地域における課題（アンケート調査・ワークショップ・ヒアリングから）

- ・ 少子化が進み、世代間交流も少ないため、交流の場づくりが重要
- ・ 高齢化率が25%前後から40%近い地域までさまざまあることや、鉄道やバス等の交通網、買い物、通院など生活の利便性に関係することなど、地域の実情が異なっているため、地域ごとに特色のある地域福祉を進めることが重要
- ・ 地域活動の参加者の固定化、高齢化が進んでおり、世代交代や新しいリーダー（担い手）育成が必要。あわせて、担い手を支える活動参加者の育成が必要
- ・ 高齢者支援は進んだものの高齢者の増加に対応するため、さらなる充実が必要
- ・ 団塊の世代の生きがいや地域活動への関心を高め、地域を支える活動主体となることが重要
- ・ 地域福祉の担い手が固定化している場合が多いため、「リーダーを育成し、そのリーダーを支える10人のサポーターをつくる」など、人材の確保や育成を行う必要がある。そうした広がりがあり、「今後は10人のサポーターがリーダーとなり、その10人を支えるサポーターを100人つくる」ことになる手法で、地域福祉の担い手を増やしていくことが重要
- ・ 活動リーダーを中心に、地域において多くの人が元気に活動するサポーターとなれるよう、日頃からの交流、関係づくりを育むことが必要
- ・ 子育てを地域ぐるみで行い、子どもを産み、育みやすくなる地域環境が重要
- ・ 災害時の取組について、平時からの住民同士のつながりをつくり、地域での理解と行動につなげていくことが必要
- ・ 平成37（2025）年には団塊の世代が75歳以上となることから、認知症などへの対策などが必要となり、権利擁護などの取組の充実が日常生活の要となる



■必要とされる取組

●地域住民の地域への愛着と福祉への関心を高める取組

- ・ 子どものころからの福祉教育を推進する
- ・ 団塊の世代などの地域生活への関心を高め、地域のリーダー（担い手）及びリーダーを支える人材を育成する

●日常のちょっとした課題を、地域で話し合い解決できる、助け合い・支え合うしくみ

- ・ 地縁を基礎とした町内会等と、目的意識を基本としたボランティア団体等との連携
- ・ 日頃からの声かけや見守りなどで顔の見える近所づきあいを取り戻す
- ・ ちょっとしたことを相談できる人が身近にいる地域づくり

●生活に支援が必要になっても、いつまでも地域で暮らせる地域づくり

- ・ 医療や介護などの公的な社会保障と連携した地域福祉活動のコーディネート
- ・ ボランティアや行政相談支援の連携づくり
- ・ 買い物支援や交通支援などのしくみや人の活動によるバリアフリーな環境づくり
- ・ 災害時要援護者避難支援の理解と実践
- ・ 支援が必要な人の権利擁護の推進 など

8 ライフステージ別及び支援が必要な人の課題

(1) 乳幼児期(0～5歳), 学童期(6～15歳)

- 地区ワークショップなどでは、高齢者の支援とともに、地域の子どもの数が少ないことに対して不安や課題が多く出されました。
- 子どもや子育てについては家庭で解決する課題という意識も根強く、アンケート等では子育て支援についての課題は上位ではありません。
- 少子化については、推計人口の減少にも拍車をかけており、地域の子ども・子育て環境を整えることで、子どもを産み・育みやすくすることは、地域福祉の重要な課題となっています。
- 子ども・子育て支援についての広報・啓発を行い、地域の子どもを地域で育む環境を整えることが必要です。

(2) 青年期(16～29歳)

- 青年期においては、就学・就労などにより、地域を離れる若者が多くなります。
- 地域生活を続ける場合であっても、生活リズムや周囲の環境が大きく変わり、新たな生活習慣や自身の生涯にわたるコミュニティを築く大切な時期となります。
- 地域周辺での就労環境を整備し、就学した者であっても地域に帰ってくるのが可能となる社会を築くことが重要です。
- 地域活動に主体的に参加する最も若い世代として、多様な活動への参加などを啓発していくことが必要です。

(3) 壮年期(30～44歳), 中年期(45～64歳)

- 壮年期以降は、働き盛りとして地域の活力の中心となります。一方で、心身の衰えが始まり健康管理などが必要となる年代です。
- 会社勤めなど、雇用される人口も多いことから、日中に地域生活にかかわることが少なく、地域コミュニティとは疎遠な人も多い状況です。自らが地域の一員としてできることを啓発し、将来的な地域生活に向けたボランティア意識の醸成や、生きがいつくりなどを積極的に進めていくことが必要です。
- 団塊の世代が退職し、地域生活を始めることから、意欲のある高齢者が地域活動へ参加し、将来の地域のリーダー(担い手)となるような取組が必要です。

(4) 前期高齢者(65～74歳)、後期高齢者(75歳以上)

- 高齢者は地域で支援が必要な人の多くが当てはまるとともに、地域活動を中心的に担っている世代ともなっています。
- 平成37(2025)年には、団塊の世代のほとんどが75歳以上の後期高齢者となることから、社会保障費の急激な増加が懸念されています。今後とも増加する高齢者の生活ニーズに対応するため、地域福祉の役割はますます大きくなります。
- 住み慣れた地域でいつまでも生活するために、高齢者のちょっとした生活課題を地域で支え合い、助け合うしくみづくりが必要不可欠となります。また、医療や介護について次の世代への負担を軽減するためにも、本計画期間中に団塊の世代が健康づくりや地域活動に参加できる取組を進めていく必要があります。
- 前期高齢者については、生きがいつくりと社会参加を促す必要があります。

(5) 障害のある人・要介護者

- 近年、障害のある人や要介護者の数は増加傾向となっており、社会保障の充実とともに、在宅での安心した地域生活を支援することが求められています。
- 障害のある人や高齢者に配慮した多様な住宅や暮らし方が求められる一方、地域での理解促進や権利擁護の支援や生活支援が重要となります。
- 特に、認知症高齢者などの家族だけでは支えきれない方達への理解と支援をはじめ、災害時の避難行動への支援は、地域福祉の大きな活動目標です。
- 子どものころからの福祉意識の醸成とともに、地域の理解、地域生活支援の具体的なしくみづくりが必要となっています。

(6) 社会的少数者・社会的弱者(外国人、生活困窮者、引きこもりなど)

- 社会の国際化が進む中、三原市に訪れたり、また在住したりする外国人が一定数います。地域において外国人への差別や偏見を取り除くことや、日常生活や災害時の支援などが円滑にできる体制を整えることが求められます。
- 近年、全国的に生活保護世帯が増加するとともにホームレス対策が課題となっています。就労や居住生活移行などを進めるためにも地域の理解と協力が必要となります。
- 不登校や、特定の職をもたずに自宅や自室から出ることが少ない引きこもりやニートなど社会から孤立している人や周りからの支援を拒む人が社会問題化しています。本人の理解、地域の見守りや声かけ、居場所づくりに取り組むことが解決方法の一つとなっており、広報・啓発を行うことが求められています。

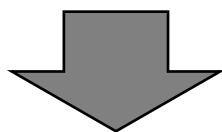
第3章 計画の基本理念と将来像

1 基本理念

- 前計画では「参加、連携、共感」の3つのキーワードを基本理念に掲げ、将来像である『「多様な参加を生み出す、新たな形の地域づくりをめざして」～共感を基本とした参加と連携のしくみづくり～』の実現を目指し、地域福祉に関する諸施策を推進してきました。
- 本計画ではそれらの理念を継承しつつ、アンケート、地区ワークショップ及び関係団体ヒアリングの意見に多くあげられた『交流』について反映します。地域に住む人たちのさまざまな交流を通じて、人と人とのつながりを深め、お互いが助け合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域をつくっていただけるよう、基本理念と将来像を一体化し、次のように計画の基本理念を掲げます。

■前計画の基本理念

参 加	個人の多様性を尊重した新たな参加のしくみ －できることから少しずつ －企業等勤務者の参加（知識・技術・経験の地域での活用）
連 携	地域での多様な連携のしくみづくり －町内会など地域の多様な組織の連携 －行政と地域組織の連携
共 感	共感を基本とした面的な広がり －個人の多様な側面への相対的対応 （一面的でなくその人の魅力や可能性を見いだす） －地域の多様な課題への一体的な対応



三原市地域福祉計画 基本理念（将来像）

**交流で育む、支え合い、安心して
暮らせるまち みはら**

2 基本目標

○基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域のつながりを育む人づくり

- 住民一人ひとりが地域との結びつきをもち、地域で生きがい活動や社会参加に取り組むことは、地域の活力を増やすうえで大切なものです。そのためには、世代を超えてさまざまな人と交流をしながら、思いを共有し、人と人の輪を広げ、さらには地域の輪を広げていくことが大切です。
- 住民全体が福祉の心を育み、お互いを大切にし、支え合えるよう、福祉教育等の推進により福祉を支える人づくりを図ります。
- 市内にはさまざまな地域団体活動が行われており、それらの活動の支援を図るとともに、活動内容について情報発信し、住民の参加促進を図ります。

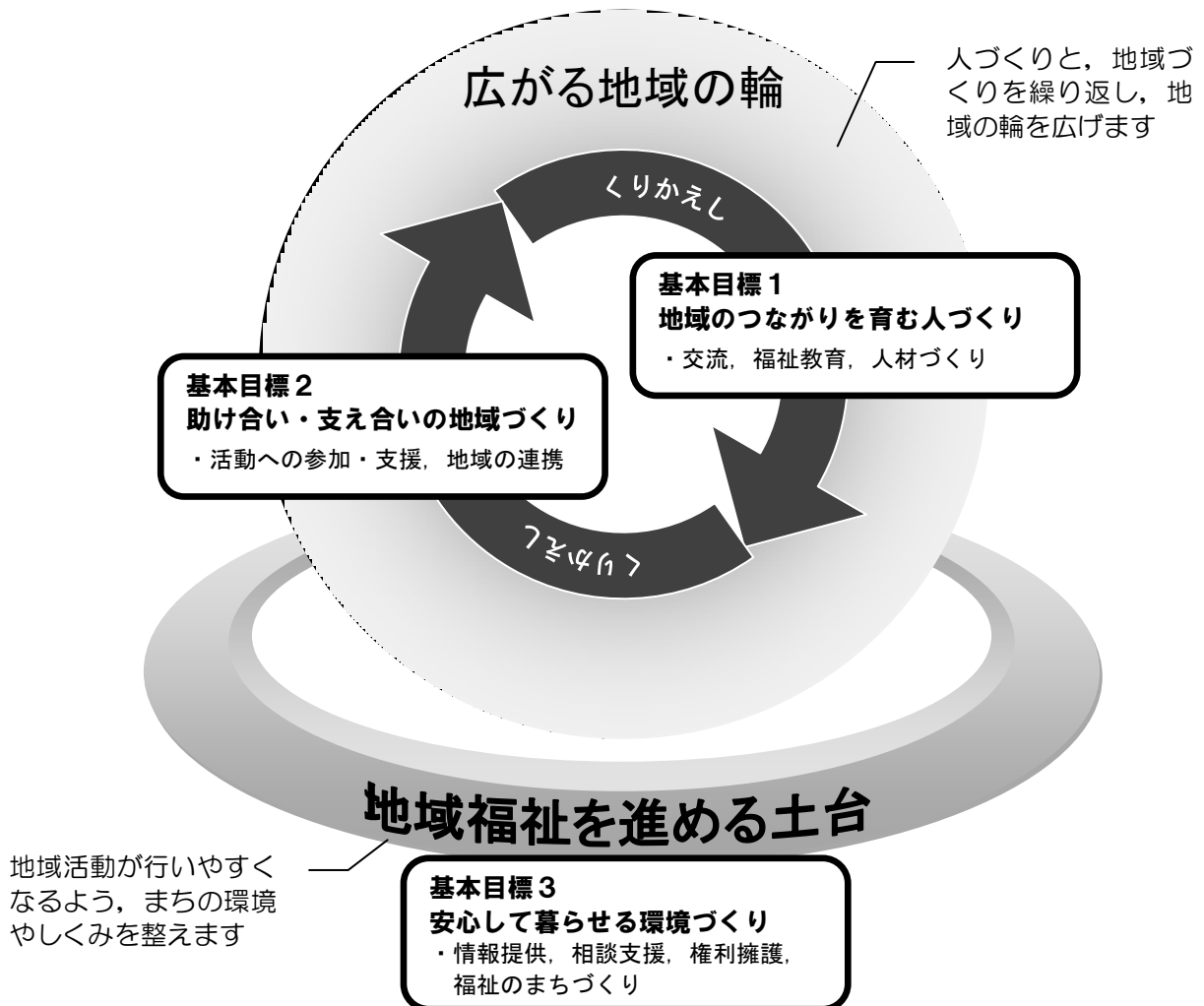
基本目標2 助け合い・支え合いの地域づくり

- 時代の変化にともない、地域の抱える福祉ニーズの多様化が進んでいます。住民の不安や悩みを解決していくうえでは、さまざまな分野の行政機関及び地域の関係機関・団体が横のつながりをもち、対応していくことが大切です。
- 特に、地域の課題解決に対して住民同士の協力関係が必要だと考える住民が多く、地域の課題を地域で解決する支え合いの意識は高まっています。
- 地域福祉活動の活発化を図るために、町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を推進するとともに、多様な連携体制を整備します。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

- 住民がその地域で安心して暮らせるよう、支援を必要とする人が円滑に専門機関やサービスを利用できるための情報発信や相談体制の充実と周知が必要です。また、日常生活を安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりや災害時避難支援体制の整備が必要です。
- これらのニーズや課題解決にあたっては、まちづくり全体にかかわる多分野からの対応が必要となります。
- そのためには、一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備するために住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに、住民、地域、行政等関係機関が一体となって、福祉のまちづくりの推進を図ります。

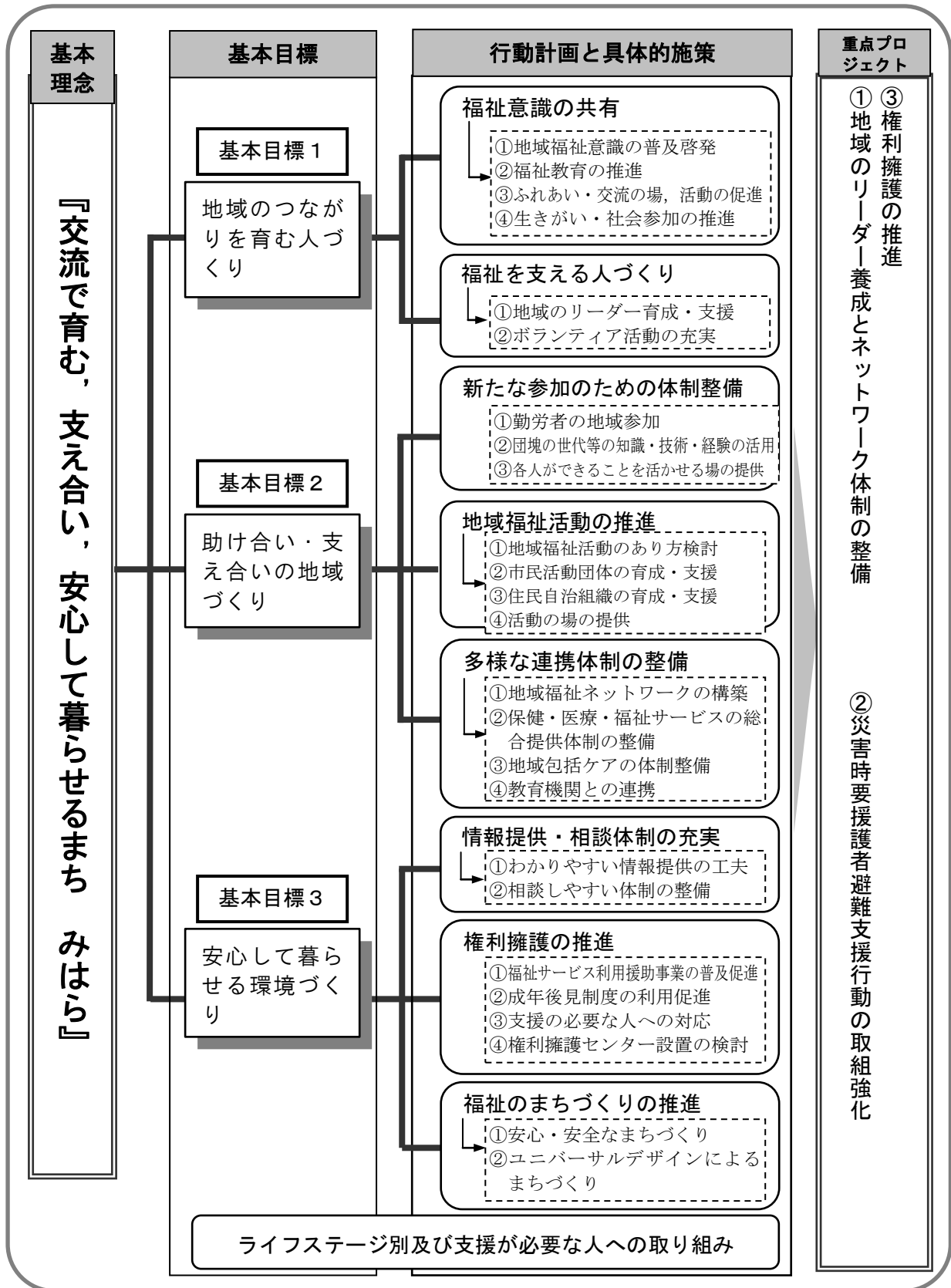
■各基本目標の関係図



地域における人と人との交流をキーワードに、「基本目標 1 地域のつながりを育む人づくり」と「基本目標 2 助け合い・支え合いの地域づくり」が循環するように進めます。また、基本目標 3 福祉サービスの提供や地域福祉のシステムづくりなどの「安心して暮らせる環境づくり」を潤滑油として、基本目標 1・2の循環を促します。

環境づくりを進めることで、活動の土台を築き、人づくり、地域づくりを図り、次の世代や新しい地域住民につなげていき、恒久的な地域福祉のまちづくりを進めます。

3 計画の体系図



第4章 行動計画

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民や関係団体・社会福祉協議会・行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域特性に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

●地域における「助け合い・支え合い」の確立

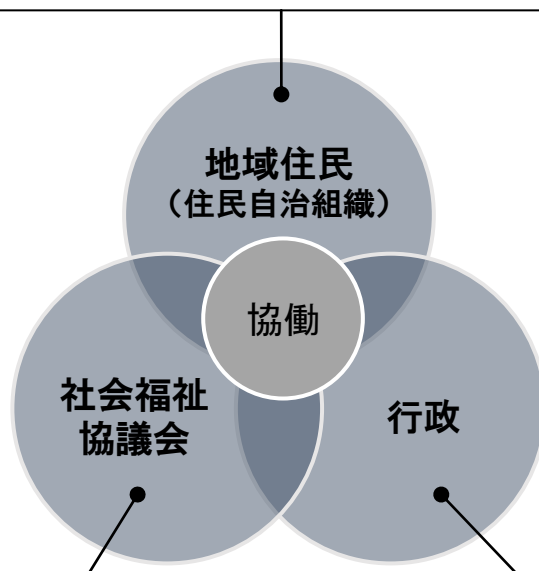
福祉の担い手と受け手の境界線があいまいで、時には入れ替わることもある。片方が一方的に支援する側に回るものではなく、それぞれが自分の持ち味を生かして支え合う地域社会の確立

多様な主体が、地域福祉活動の担い手になるだけでなく、地域の公共的決定にかかわることも、「新たな公」の創造

●住民の意識の変革

人権意識を高め、お互いを尊重しあう関係をつくる

身近な地域でのつながりを通じて、支援が必要な人への気づき、専門家へのつながり



●地域福祉の推進役

住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進める

●地域住民による地域福祉活動の支援

地域福祉活動への助言、情報提供、援助を行うとともに、会員組織で構成される協議体として、さまざまな団体・機関とのネットワークづくりを進める

●ボランティアセンター機能

ボランティアに関心のある人の参加を促すとともに、地域の生活課題と、ボランティア活動に参加したい人の意欲や技能を結びつける、マッチング機能を担うコーディネーターの役割をもつ

●総合的なコミュニティ施策の必要性

防災や防犯、教育や文化、スポーツ、就労、公共交通やまちづくり、建築など、幅広い視点で地域で発見された生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策

●公的な福祉サービス提供

制度的に位置づけられた公的サービスの適切な提供への責任
「地域」の視点に基づく公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化

●地域福祉活動の基盤整備

公的な福祉サービスと地域福祉活動、市場により提供されるサービスの連携
地域活動の継続のための環境整備や財源の確保

○行動計画の見方

基本目標1 地域のつながりを育む人づくり

福祉の心とは特別なものではなく、本来 すべての人々の心の中にあり、自然にわいてくる、人を大切にする気遣いの精神です。その人々へ共通した精神を、「共感」というキーワードで人から人へとつないでいくために、福祉関係の共育や福祉を支える人づくりを進めます。

(1) 福祉意識の共有

【現状】（アンケート調査、関係団体調査、ワークショップ等の結果から）

- 99.4%の住民が地域に愛着を感じている
- 66%の住民が将来も現在の地域で暮らしたいと思っている
- 32.4%の住民が民生委員・児童委員の活動を知らない
- 39.9%の住民が地域に愛されたと感じたことがある
- 33.6%の住民が社会福祉協議会の活動を知らない
- 町内会等への地域住民参加が「年々減っている」ところが92.4%
- 25.3%の町内会等で住民同士の助け合いが少ない

▼

【主な課題】

- 地域福祉のあり方だけでなく、身近な地域をよくする、世帯の生活をよくするためにできることをやる必要がある
- マンション等集合住宅と地域とのつながりを築くための交流が必要
- 地域に愛着をもてるようにする取組が必要

▼

行政施策の例

- ・各種講座、セミナー、フォーラム等の開催
- ・学校、保育所等における福祉教育の推進
- ・福祉づくり、福祉福祉に関するイベントの実施
- ・加齢差、インターネットなど多様な媒体による福祉情報の提供
- ・福祉教育、福祉推進などでの福祉関係の向上
- ・生涯学習、公民館活動等の推進

など

アンケートなどの各種調査から得られた現状について記載しています

本計画期間で解決すべき主な課題についてまとめています

平成25（2013）年度までに行われている主な施策について掲載しています

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域のリーダー育成・支援	【住民】	○リーダー育成の研修等へ参加します ○お互いの得意分野を認め合い、交流を図ります
	【地域・団体】	○地域の人材を発掘・紹介・活用します ○各種組織・団体は勤労者との交流をもち、後継者となる人材を育成します ○すべての世代がリーダーとなる機会をつくります ○これから退職して地域に戻る団塊の世代の参加を促します
	【社会福祉協議会】	○ボランティア研修の充実を図り、活動の核となるリーダーを育成します
	【行政】	○勤労者の地域参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します ○リーダー育成のための講習や研修を実施します
②ボランティア活動の充実	【住民】	○ボランティア・市民活動サポートセンターへ登録し、ボランティア活動へ参加します
	【地域・団体】	○ボランティア活動講座、体験事業へ参加します ○聴いあいや声かけなど、ボランティア登録者数の増加に向けた協力をします
	【社会福祉協議会】	○ボランティア・市民活動サポートセンターによるコーディネート機能を強化します ○ボランティア活動講座、体験事業への参加を呼びかけます ○団塊の世代の技能や能力を活かせるボランティア活動を創造します ○有償ボランティア等について幅広い分野での実施を検討します ○地域においてボランティアに関する勉強会等を開催します ○ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業等を充実します
	【行政】	○社会福祉協議会との連携により、ボランティア・市民活動サポートセンターの活動を支援します ○教育分野とも連携をとり、ボランティア講座や体験事業等の充実と、参加者の拡大につながるよう支援を行います ○幅広い選択ができる参加機会を研究します

今後取り組む主な施策を示すとともに、市民、地域・団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれ果たす役割の方向性について、主な例を示しています。

基本目標 1 地域のつながりを育む人づくり

福祉の心とは特別なものではなく、本来、すべての人々の心の中にあり、自然にわいてくる、人を大切にする支え合いの精神です。その人々に共通した精神を、「共感」というキーワードで人から人へとつないでいくために、福祉意識の共有や福祉を支える人づくりを進めます。

(1) 福祉意識の共有

【現状】(アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 90.4%の住民が地域に愛着を感じている
- 85%の住民が将来も現在の地域で暮らしたいと思っている
- 32.4%の住民が民生委員・児童委員の活動を知らない
- 30.9%の住民が地域に支えられたと感じたことがある
- 33.5%の住民が社会福祉協議会の活動を知らない
- 町内会等への地域住民参加が「年々減っている」ところが32.4%
- 25.3%の町内会等で住民同士の助け合いが少ない



【主な課題】

- 地域福祉のあり方だけでなく、身近な地域をよくする、世帯の生活をよくするためにできることを学ぶことが必要
- マンション等集合住宅と地域とのつながりを深めるための交流が必要
- 地域に愛着をもてるようにする取組が必要

行政施策の例

- ・各種講演会, セミナー, フォーラム等の開催
- ・学校・保育所等における福祉教育の推進
- ・健康づくり, 保健福祉に関するイベントの実施
- ・広報紙, インターネットなど多様な媒体による福祉情報の提供
- ・健康教育・保健指導などでの福祉意識の向上
- ・生涯学習, 公民館活動等の推進

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域福祉意識の普及啓発	【住民】	○家庭や職場のある地域への愛着をもちます ○近所で困りごとはないか聞き取り，話し合う機会を増やします ○福祉活動や勉強会，研修等に周囲の人も誘って積極的に参加します
	【地域・団体】	○敬老の日，親子の集まる場，障害者週間，介護の日等の機会を利用した地域福祉意識啓発活動を進めます
	【社会福祉協議会】	○組織・団体活動の広報誌等における意識啓発活動を進めます
	【行政】	○広報紙や講演会等による啓発活動を行います ○ワークショップなどの住民参画型の学習会を実施するなど，住民がより主体的に活動し，地域福祉意識を共有できる機会を充実・支援します
②福祉教育の推進	【住民】	○家族みんなで地域福祉について話し合う場をもちます
	【地域・団体】	○勉強会，研修等へ積極的に参加します
	【社会福祉協議会】	○福祉教育に関する勉強会，研修等を開催します ○地域まるごと福祉教育推進事業により，学校を含めた地域のさまざまな福祉資源をつなぐ共通の場をつくり，大人も子どもも楽しめる福祉教育活動を総合的に促進します
	【行政】	○幼いころからの福祉教育，道徳教育等を進めます ○学校現場における福祉教育や道徳教育の推進，福祉協力校や地域まるごと福祉教育推進事業の活動促進等，幼いころから継続的な福祉教育を進めます ○生涯学習の場をはじめ，あらゆる機会を通じて福祉教育を進めます
③ふれあい・交流の場，活動の促進	【住民】	○隣近所同士であいさつや声かけをします ○地域行事・イベント等に参加し，ふれあい・交流の機会をもちます ○郷土の歴史文化や言い伝え，遊び，ならわし，社会のルール，伝統ある行事・郷土料理等の伝承活動を進めます
	【地域・団体】	○地域であいさつ，声かけ運動を展開します ○地域組織・団体活動を通じて，ふれあい・交流の機会を増やします ○地域で集まる機会を積極的につくります。特に幅広い世代が集まれる場を増やします（サロン，料理教室等） ○地域行事・イベント等を開催します。また，多くの人に参加を呼びかけます
	【社会福祉協議会】	○地域の中で自然にあいさつが交わされ，日常的なふれあいが育まれるような，さまざまな地域活動の開催を支援します
	【行政】	○地域での交流・イベントの開催支援をはじめ，高齢者，障害のある人，介護者，子育てなど当事者グループの活動を育成・支援し，地域のさまざまな人が出会い，集い，話し合うことのできる日常的な交流の場・機会を充実します

内容	主体	方向性
④生きがい・社会参加の推進	【住民】	○趣味や生きがいのある生活を送れるよう努めます ○地域の一員として、積極的に子どもから高齢者まで地域活動等に参加できるようにします
	【地域・団体】	○地域活動や福祉活動を進めます ○地域組織・各種団体等の活動を進め、新規参加を呼びかけます
	【社会福祉協議会】	○閉じこもりがちな高齢者、障害のある人、子育て中の人も含め、すべての人が文化・レクリエーション、地域活動、生涯学習等、多様な活動に参加できるような場・機会を提供します
	【行政】	○移動手段等を確保し、社会参加しやすい環境を整備します

「リバーサイド地域振興会」

三原市に流れる沼田川沿いの地域活性化のため、複数の地域にわたって定期的なイベントや清掃活動などを行っている。平成7（1995）年に商工業者や郷土史家175人で結成した。荒れていた中土手の清掃美化をはじめ、幼稚園児や保護者約100人との花壇への種まきや、ウォーキング大会などを実施。地域の資源を見直しながら、環境整備と交流を促進している。



三原市の
先進事例

(2) 福祉を支える人づくり

【現状】(アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 地域福祉活動の進まない理由としてあげられたのは, 活動人員の高齢化が53%, 人材不足が39.4%, リーダー育成不足が47.4%
- 高齢者の見守りなどに参加できる住民が60.6%
- 「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため, ボランティア・NPO団体等の活動を活性化し, それらが福祉の中心的な担い手になるべき」と考える住民は43.3%
- ボランティア参加のきっかけは, 「家族・友人の誘い」が47.3%, 「市・社会福祉協議会の広報」が34%
- 町内会の役員の担い手がいない46.8%



【主な課題】

- リーダー育成を目指した人材の育成・確保策が必要
- 団塊の世代など, これから前期高齢者となる方の地域参加, 活動参加の促進が必要
- 勤労者の地域参加促進, 団塊の世代等の知識・技術・経験の活用
- きっかけづくりについて, 地域で話し合い, 市民協働で実施することが必要
- 地区社会福祉協議会などを中心にボランティアの参加意識を, 活動につなげるための相談と窓口, 研修などの実施が必要

行政施策の例

- ・各種講座, セミナー, 研修会等の開催
- ・ボランティアセンター
- ・ボランティア・市民活動サポートセンター
- ・ボランティア活動促進事業
- ・福祉人材の資質向上への支援
- ・ボランティアの活動支援

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域のリーダー育成・支援	【住民】	○リーダー育成の研修等へ参加します ○お互いの得意分野を認め合い，交流を図ります
	【地域・団体】	○地域の人材を発掘・紹介・活用します ○勤労者との交流をもち，後継者となる人材を育成します ○すべての世代がリーダーとなる機会をつくります ○これから退職して地域に戻られる方や団塊の世代の参加を促します
	【社会福祉協議会】	○ボランティア研修の充実を図り，活動の核となるリーダーを育成します
	【行政】	○勤労者の地域参加をきっかけとして，新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します ○リーダー育成のための講習や研修を実施します
②ボランティア活動の充実	【住民】	○ボランティア・市民活動サポートセンターへ登録し，ボランティア活動へ参加します
	【地域・団体】	○ボランティア活動講座，体験事業へ参加します ○誘いあいや声かけなど，ボランティア登録者数の増加に向けた協力をします
	【社会福祉協議会】	○ボランティア・市民活動サポートセンターによるコーディネート機能を強化します ○ボランティア活動講座，体験事業への参加を呼びかけます ○団塊の世代の技能や能力を活かせるボランティア活動を創造します ○有償ボランティア※について幅広い分野での実施を検討します ○地域においてボランティアに関する勉強会等を開催します ○ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業等を充実します
	【行政】	○社会福祉協議会との連携により，ボランティア・市民活動サポートセンターの活動を支援します ○教育分野とも連携をとり，ボランティア講座や体験事業等の充実と，参加者の拡大につながるよう支援を行います ○幅広い選択ができる参加機会を研究します

※ 有償ボランティア：無償でボランティアのサービスを受けることが心苦しい，また，自己負担でボランティア活動が続けることが難しいという双方のニーズを踏まえ，労働としての対価ではなく，「実費弁償（交通費や材料費，活動中の食費等の必要経費など）」程度の少額の報酬が支払われるボランティア。

基本目標 2 助け合い・支え合いの地域づくり

時代の変化に応じた新たな形の地域福祉社会をつくっていくためには、これまで地域に住みながら、地域以外の組織に属している勤労者層（団塊の世代を含む）の協力が不可欠です。そのための新たな体制づくり（勤労者の地域参加促進，団塊の世代等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

地域福祉活動の活発化を図るために、町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を推進するとともに、多様な連携体制を整備します。

（1）新たな参加のための体制整備

【現状】（アンケート調査、関係団体調査、ワークショップ等の結果から）

- 地域福祉による青少年健全育成や障害のある人への支援，子育て支援は進んだと感じていない
- 定年退職後のボランティアへの参加意向は19.1%
- 定年退職後も働きたい人は18.2%
- 新たな活動参加に必要なものとして上位3つが「気軽に参加できる体制」「身近な活動の場」「積極的な情報提供」



【主な課題】

- 意欲のある高齢者（アクティブシニア）の就業・趣味活動などへの積極的な取組を応援することが必要
- 退職間際の方に，地域生活・地域活動に興味をもってもらう取組が必要
- 地域の企業などによる社会活動への参加協力を進めることが必要

行政施策の例

- ・三原市人権推進企業関係者協議会
- ・消費生活センター
- ・三原市ゆめきやりあセンター
- ・シルバー人材センター
- ・講演会等の開催
- ・ボランティアセンター
- ・市民活動サポートセンター
- ・ボランティア活動促進事業
- ・生涯学習活動，公民館活動等の推進
- ・老人クラブ活動

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①勤労者の地域参加	【住民】	○職場や学校のある地域への愛着をもちます ○地域の中で自分ができることや得意なことを見つけ、地域の人へ伝えます
	【地域・団体】	○勤労者にしてほしい地域活動に関する情報等を提供します ○勤労者や団塊の世代が、働きながら地域とかかわりをもてるよう、ちょっとした時間で、その人の特技や能力を生かせる参加方法を地域で模索します ○地域の中で、勤労者と話し合う機会をつくります ○町内会等住民自治組織のあり方を再検討し、地域の中で勤労者の役割を工夫します
	【社会福祉協議会】	○勤労者の地域福祉活動への参加を促進し、ネットワークづくりを進めます ○CSR（企業の社会的責任）活動を積極的に進めます ○職場単位での地域参加や子どもを巻き込んだ行事の開催などにより、若い世代の勤労者等を巻き込む工夫をします ○地域での勤労者等受け入れ体制の整備を支援します
	【行政】	○勤労者に対象を絞り、地域参加を促す広報活動や情報提供、CSR（企業の社会的責任）活動の導入を積極的に進めます ○職員も積極的に地域活動に参加します
②団塊の世代等の知識・技術・経験の活用	【住民】	○特技や趣味の活動を地域活動に活かします ○地域活動やボランティアに参加します
	【地域・団体】	○ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加します
	【社会福祉協議会】	○地域でさまざまな経験・能力をもつ人材や団体のボランティア等への登録を進めます
③各人ができることを活かせる場の提供	【住民】	○地域の一員として、自分のできることを探し、行動します
	【地域・団体】	○支援する人、支援される人という区別をなくし、地域の誰もが自分のできることを地域に貢献できる環境づくりに努めます
	【行政】	○事例紹介を行うなどにより、エンパワメント※（課題を解決する能力を引き出すこと）に努めます

※エンパワメント: 本来の力を引き出すことをいい、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力をもつことをいう。

(2) 地域福祉活動の推進

【現状】(アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 地域での助け合い, 気かけ合いが75%以上できている
- 34%の住民が, 地域福祉の取組が進んだとは思っていない
- 約4割の住民が町内会・自治区・自治振興会等が主体とした地域福祉活動が進んだと感じていない
- 87.5%の住民が生活問題の解決に対して, 住民同士の協力関係が必要だと感じている
- 今後の福祉のあり方を「隣近所の連携を高め, 隣近所の中で助け合い, 住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」と考えている住民は50.7%
- 支援主体は「家族(55.7%)・地域(38.5%)・行政(38.3%)・サービス事業者(30%)」が行うべき, となっている
- 町内会等の中に福祉部がないところが約4割
- 支援の必要な人への「見守り」が大切
- 福祉サービスの水準と費用負担の関係では「基本的には社会保障の水準を維持すべきだが, 不要なサービスについては縮小・削減し, 応分の費用負担にすべきである」が47.4%と高い



【主な課題】

- 地域住民同士が声をかけ合い, 誘いあって地域と関わっていくことが必要
- 地域内でのコミュニケーションを充実させ, お互いの顔がわかる関係を気づくことが大切
- 市民活動や町内会活動への関心を高め, 参加につなげる取組が必要
- 活動参加へのきっかけづくりや, 体験の場を充実させることが必要
- 費用対効果を考えた制度の検討を進めることが必要 (例)「敬老事業(敬老祝金の支給・敬老会・敬老優待バス・船)」など

行政施策の例

- ・ ボランティアセンター
- ・ 見守りサポート事業
- ・ 市民活動サポートセンター
- ・ 地域サロン, 子育てサロン等のサロン事業
- ・ ボランティア活動促進事業
- ・ 協働のまちづくりの推進
- ・ 民生委員・児童委員

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域福祉活動のあり方検討	【住民】	○ボランティア活動に興味をもち、参加します
	【地域・団体】	○団体活動を活発にします ○地域課題に基づく新たな団体活動を立ち上げます
	【社会福祉協議会】	○社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等による地域福祉活動を支援します
	【行政】	
②市民活動団体の育成・支援	【住民】	○ボランティア活動に興味をもち、参加します
	【地域・団体】	○ボランティア等の講座や研修へ積極的に参加します ○地域づくりや市民協働について学びます ○家族や友人、隣近所と一緒に参加できるよう、声かけなどを心がけます
	【社会福祉協議会】	○子ども、高齢者、障害のある人等の交流の場、憩いの場をつくります ○ボランティアセンター等の情報を発信します ○活動団体や地域サロン等の立ち上げを支援します
	【行政】	○ボランティア等の講座や研修を実施します
③住民自治組織の育成・支援	【住民】	○町内会等住民自治組織活動に参加し、地域の中で自分の役割をもちます
	【地域・団体】	○住民自治組織活動を活発にします
	【社会福祉協議会】	○町内会をはじめとする住民自治組織活動による地域福祉活動を支援します
	【行政】	○住民自治組織活動を育成・支援します
④活動の場の提供	【住民】	○自宅でサロンを開催するなど、気軽に人が集まれる場をつくります
	【地域・団体】	○地域の中で有効活用できる場（スペース）を見つけ、利用を行政等へ要望します
	【社会福祉協議会】	○地域福祉活動参加のきっかけとなるよう、活動できる場の確保や情報を提供します
	【行政】	

三原市の
先進事例

「大和町和木地域における見守り活動」

自治振興会・自治区、地区社会福祉協議会、民生委員が連携し、地域の高齢者の見守りを行っている。活動内容は、地元小学校との交流や、一人暮らし高齢者への配食活動など。高齢化が深刻化する地域の中で、これまでも窓拭きやごみ出しなど支え合いを行ってきたが、今後を見据え平成25（2013）年に地域全体で支えるしくみづくりを行うため、活動を開始した。

「久井地区における障害のある児童の集いの場」

町内の保育士・養護教諭免許保持者で構成する発達支援グループ「ブルジョンアピユイ」(ブルジョン=つぼみ、アピユイ=支援)が、久井保健福祉センターの空室を活用し、子どもとの交流を通じて発達の支援を行っている。平成23(2011)年に地域の要望を受け、翌年には養成講座を行うなどして、活動を開始した。地域の子どもたちに地域の人に関わることで、お互いの顔が見える「支え愛・助け愛」となれるよう心を込めて活動している。

「本郷地区における子育てサロン∞本郷」

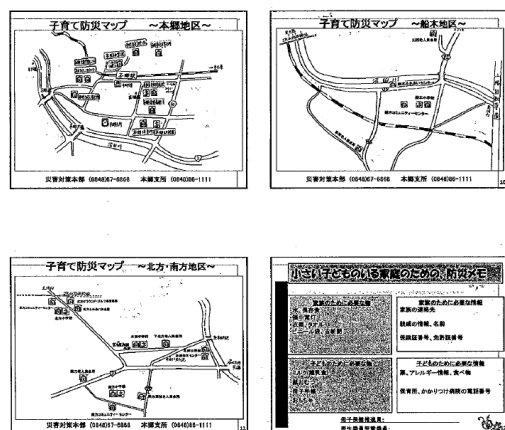
地域の実情や母子のニーズに即した母子保健事業を展開するために結成された母子保健を語る会を前身とし、主任児童委員・母子保健推進員・地域ボランティア・本郷保健福祉センター・社会福祉協議会が連携しながら、世代間交流や子育て講演会、子育てマップ・子育て防災マップの作成など幅広く活動を行っている。

子育てマップでは、本郷地区の公園やサロン・サークルの情報などをわかりやすく掲載している。また、防災意識を高めつつ、子育てを介したサポートネットワークを形成することを目的に、避難場所や常備品の情報を掲載した子育て防災マップを作成している。子育てサロン∞本郷の取組は、地域に即した先進的な事例として民生委員の全国大会でも紹介されている。

子育てマップ



子育て防災マップ



(3) 多様な連携体制の整備

【現状】 (アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 支援が必要な人の多くは独居, 高齢者
- 家族介護者への支援が望まれている30%
- 認知症への支援に課題が36.5%
- 進んでいないと感じている取組は, 高齢者への支援49.6%
- 子どもの福祉教育は学校だけではなく, 32.3%が家庭, 20.9%が地域での取組も重要と考えている



【主な課題】

- 支援を必要とする人を地域で見守り, 情報を共有するしくみづくりが重要
- 認知症・障害のある人への理解と支援を地域ぐるみで進めることが必要
- 子育てを学校や保育所, 家族だけではなく, 地域全体で支えるしくみづくりを進める必要がある

行政施策の例

- ・ 社会福祉協議会の小地域ネットワーク
- ・ 地域包括ケアの推進
- ・ 子育て支援ネットワーク
- ・ こころネットみはら
- ・ 虐待防止ネットワーク
- ・ みはらウィメンズネットワーク

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
① 地域福祉ネットワークの構築	【住民】	○支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や行政へ連絡します
	【地域・団体】	○地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくります
	【社会福祉協議会】	○地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場づくりを促進します
	【行政】	○情報交換や交流の場をさらに発展させ、地域住民を中心とした地域福祉ネットワークを構築します
② 保健・医療・福祉サービスの総合提供体制の整備	【地域・団体】	○地域の医療機関や民間の保健福祉機関は、行政や地域の組織・団体との連携を強化します
	【社会福祉協議会】	○地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉等にかかわるさまざまなサービスを総合的・継続的に提供できる地域ケア体制を整備します
	【行政】	
③ 地域包括ケアの体制整備	【住民】	○自分でできることは積極的に自分でします ○自分や家族の健康管理に気を遣います ○介護予防や介護保険などのサービスを適切に利用します
	【地域・団体】	○ボランティア活動などで地域の高齢者を支援します ○地域ぐるみの見守りや支援を行います
	【社会福祉協議会】	○団体やサービス事業所、ボランティアなどのサービスのコーディネート機能を高めます ○ボランティア等の活動へ支援を行います
	【行政】	○医療・介護・保健・福祉の団体や機関が連携して、高齢者支援のネットワークをつくります
④ 教育機関との連携	【住民】	○住民参加のできる学校行事等へ積極的に参加します
	【地域・団体】	○地域の人々が学校行事に参加し、学校側が地域行事に参加する等、交流を通して互いの連携を強化します
	【行政】	○市内の大学や高等学校等、教育機関との連携を図り、学校等教育機関、地域、行政間のつながりを強化します

三原市の 先進事例

「日常生活サポートネット『ふれあいの町江木』」

久井町江木地区における地域ケア体制構築モデル事業として、社会福祉協議会が中心となり毎年数回にわたって地域の困りごとを話し合う場を設けている。買い物など、日常生活の困りごとやひとり暮らし高齢者などに関するアンケート調査も実施しており、地域の声を受け止めながら、課題やその対応策を話し合い、支援を実施している。



基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり

福祉にとどまらず、地域には多様な課題があり、その解決にあたってはまちづくり全体にかかわる多分野からの対応が必要です。そのため、一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備し、住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに、住民、地域、行政等関係機関が一体となって、福祉のまちづくりの推進を図ります。

(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状】(アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 地域福祉活動の進まない理由は、35.3%が情報が無い、25.8%が地域福祉の内容を知らないとなっている
- 日常生活のニーズで3割を超えているのは「話し相手」と「悩み事・心配事の相談」
- 相談先は「家族・親族(83.9%)」、「友人・知人(31.2%)」が多い
- 福祉の情報源は「広報」が83.9%と「回覧板」が63.7%で突出している
- 地域課題解決のために情報提供や広報に関することが重要



【主な課題】

- 広報紙や回覧板などを目にする人が少ない人に、さまざまな媒体を通じた情報伝達を勧めることが必要
- 支援者の家族・友人などに有益な情報を届けておくことが大切
- 身近な相談窓口として地区社会福祉協議会などの役割が重要

行政施策の例

- ・ 広報紙の充実
- ・ 地域包括支援センター事業
- ・ 福祉や協働等のインターネットサイト
- ・ 子育て支援拠点施設事業
- ・ 相談支援窓口の充実

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①わかりやすい情報提供の工夫	【住民】	○情報の受け手であるばかりでなく、サービス利用の悩みや不安を発信します ○暮らしやすい地域となるよう、必要な情報を伝え合います ○広報紙や回覧板等に必ず目を通します
	【地域・団体】	○インターネットを活用します ○各種組織・団体の活動等の情報を定期的に発信します
	【社会福祉協議会】	○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えます ○情報提供における個人情報保護をします
	【行政】	○福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等によりきめ細やかな情報提供を行うとともに、広報紙やホームページ等による速やかな情報提供を行います ○出前講座等を活用して積極的に情報提供を行います ○点字や音声案内等、障害のある人や高齢者に配慮した情報提供の工夫をします ○情報提供における個人情報保護をします
②相談しやすい体制の整備	【住民】	○日頃からコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくります
	【地域・団体】	○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きます
	【社会福祉協議会】	○多様な問題を抱えた人に対し、専門的な相談に対応できる相談員を育成・確保します
	【行政】	○高齢者福祉の総合相談窓口である地域包括支援センター、障害者福祉の総合相談窓口である相談支援事業者、児童福祉の総合相談窓口である子育て支援センターの充実を図るとともに、これらが横の連携を図りながら総合的に機能できるようコーディネート機能の充実を図ります ○民生委員・児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分果たせるよう、その活動を支援します

「深町連合町内会だよりの発行」

平成5(1993)年に3つの町内会から深町連合町内会を結成。毎月発行している広報誌「ふかまちのまど」で、町内会や町内の各種団体等の活動情報の提供を行っている。如水館高校の協力を得てホームページも開設し、戦中に深町へ疎開していた人や先祖、縁のある歴史研究者などから連絡が来たりなど、交流が広がっている。また、地域の小中学生全員の原稿を掲載するなど、子どもの国語力向上にも一役かっている。



三原市の
先進事例

(2) 権利擁護の推進

【現状】(アンケート調査, 関係団体調査, ワークショップ等の結果から)

- 約14%の住民が, 虐待や権利侵害などを見聞きしたことがある



【主な課題】

- 虐待相談や権利相談などの窓口があることを知らせることが必要
- 異変を感じたら勇気をもって通報する住民意識の醸成が必要
- 行政・社会福祉協議会の取組として, 引き続き連携強化が必要
- 権利擁護センター設置の検討

行政施策の例

- ・成年後見制度利用援助事業
- ・福祉サービス利用援助事業(かけはし)
- ・児童・高齢者・障害者の虐待防止
- ・男女共同参画推進事業
- ・外国人や生活困窮者への生活支援
- ・ドメスティックバイオレンスの防止
- ・要保護児童の支援
- ・三原市障害者虐待防止センター
- ・人権教育

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①福祉サービス利用 援助事業の普及促進	【住民】	○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、相談にのります
	【地域・団体】	○福祉サービス利用援助事業について理解を深めます
	【社会福祉協議会】	○判断能力が十分でない人等に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、福祉サービス利用援助事業を進めます ○福祉サービス利用援助事業が必要な人へ事業を紹介します ○事業の普及を促進します
	【行政】	○権利擁護に関する広報啓発活動を進めます
②成年後見制度の利用促進	【住民】	○判断能力が十分でない人等に対する見守り・相談を行います
	【地域・団体】	○成年後見制度・任意後見制度 ^{※1} について理解を深めます
	【社会福祉協議会】	○法律面や生活面において、判断能力が十分でない人の権利や財産を守る成年後見制度の普及啓発を行います ○成年後見制度・任意後見制度の普及啓発を進め、制度を円滑に利用できるしくみをつくります
	【行政】	○法人後見利用の促進を図ります ○市民後見人 ^{※2} （社会貢献型後見人）の養成を図ります
③支援の必要な人への対応	【住民】	○虐待の可能性や引きこもり等、支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談し、必要に応じて通報します
	【地域・団体】	○地域において、児童、障害のある人、女性、高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して、発生を未然に防ぎ、潜在的な要支援者を発見できるように、日頃からコミュニケーションを図り、相談や見守りができる環境を整えます ○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人に対する見守りを行います
	【社会福祉協議会】	○児童、障害のある人、女性、高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して、発生を未然に防ぎ、潜在的な要支援者を発見できる体制及び相談体制等を整備します
	【行政】	○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人に対する適切な対策をとります
④権利擁護センター 設置の検討	【住民】	○虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報します
	【地域・団体】	
	【社会福祉協議会】	○権利擁護や人権侵害、虐待などの相談窓口の一元化を目指します
	【行政】	○権利擁護センター ^{※3} についての研究を行い、設置に向けて市民との協働により検討します

※1 任意後見制度：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。

※2 市民後見人：弁護士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民であり成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた後見人等

※3 権利擁護センター：認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようお手伝いする、相談支援窓口。行政や権利擁護を推進する関係機関、市民との連携・協働により運営されます。

(3) 福祉のまちづくりの推進

【現状】（アンケート調査、関係団体調査、ワークショップ等の結果から）

- 地域での災害への取組が進んだと感じる住民は27.4%
- 災害時への取組が進んでいないと感じている住民は49.1%
- 地域に支援してほしいことは「災害時の手助け」が39.2%でトップとなっている
- 約8割の住民が災害時避難に不安を感じている
- 災害時要援護者登録への情報提供は74.4%の住民が、情報管理・本人同意のうえで肯定的
- 49.1%の住民が災害時要援護者の情報は避難時の助け合いに必要なと感じている
- 46.5%の住民が平時の訓練や自主防災組織の重要性を感じている



【主な課題】

- 災害時要援護者避難支援体制の周知・理解の促進が重要
- 日頃から、近所の人々が災害時避難支援をできるような関係づくりを進めることが重要
- 防災訓練や防災組織への参加など、日頃から災害について備えておく地域ぐるみの活動が必要
- 青少年の健全育成や通学路の安全見守りなどを地域住民が主体となって行う体制づくりが必要
- まちのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を行政が積極的に進めるとともに、市民と協働したバリア解消の取組を進めることが重要

行政施策の例

- ・見守りネットワーク
- ・福祉避難所の設置
- ・声かけ運動
- ・交通バリアフリー構想
- ・防犯の推進
- ・公共施設のバリアフリーの推進
- ・災害時要援護者避難支援プランの作成
- ・ユニバーサルデザインによるまちづくり
- ・災害時要援護者避難支援体制の構築
- ・こころのバリアフリーの推進

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①安心・安全なまちづくり	【住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅の戸締り、火の始末等、自主的な防災・防犯対策を行います ○隣近所の子どもや高齢者等を見守ります ○子どもや高齢者を狙った犯罪の手口等を知り、周囲に知らせます
	【地域・団体】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主的な交通安全・防災・防犯活動を進めます ○「三原市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、防災訓練の実施、要援護者への情報提供、要援護者の避難支援・誘導・安否確認など、災害時における要援護者の適切な避難体制を整備します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します ○通学路の安全確保のため、防犯パトロールを行います ○地域の自主的な交通安全・防災・防犯活動を支援します
	【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で防犯活動を実施している団体を支援します ○「三原市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、防災訓練への参加、要援護者の避難支援・安否確認など、災害時における要援護者の適切な避難体制を支援します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します ○高齢者の見守りや防犯パトロールなどを支援します
	【行政】	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯の設置等、明るいまちづくりを進めます ○三原市防災ネットワークを通じ、関係機関及び各種団体との連携を強化し、効果的な事業の推進に努めます ○災害時要援護者支援体制の整備、要援護者の情報収集、要援護者台帳の作成・共有・管理など災害時における要援護者の適切な避難体制を支援・整備します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します
②ユニバーサルデザインによるまちづくり	【住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の危険箇所の把握に努め、町内会や行政に情報を提供します
	【地域・団体】	<ul style="list-style-type: none"> ○外出や移動の困難な人がいたら、手助けをします ○地域の危険箇所、交通弱者が外出しにくい道路や施設等を把握し、行政に改善を要望します
	【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ○外出支援ボランティアなどの養成・支援を図ります ○外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います ○バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います。
	【行政】	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な仕様をつくるのではなく、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます ○公共施設や福祉施設、道路等のバリアフリー化を進めます

4 ライフステージ別及び支援の必要な人への取組

長い人生を地域で生活するために、それぞれのライフステージ（人生の段階）において、支援されること、支援できること、助け合えることはさまざまです。

地域福祉にかかわることについて、ライフステージ別及び支援の必要な人への必要な支援を行う体制づくりを進めます。

(1) 乳幼児期（0～5歳）

主な対象者	妊産婦，乳児，幼児，子ども・子育て支援サービス利用者 等
支援が必要なこと	日常の見守り，子育ての支援，日常の相談，災害時支援 等
地域が協力できること	見守り・声かけ，保護者同士の交流や相互支援，保育所・幼稚園等との交流，ファミリー・サポート・センターへの登録，子育て相談，災害時の避難支援 等
既存事業等	乳幼児健診等，子育てサロン運営支援，子育て支援センター事業，子ども・子育て支援事業，一時預かり事業，病児・病後児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業，ブックスタート 等

(2) 学童期（6～15歳）

主な対象者	小学生，中学生，障害のある子ども，子育て世帯 等
支援が必要なこと	見守り・声かけ，世代間交流，地域交流，福祉体験，福祉学習，子育ての支援，子育て相談 等
地域が協力できること	見守り・声かけ，世代間交流，保護者同士の交流や相互支援，学校との連携と交流，福祉教育，子育て相談，地域での各種体験学習 等
既存事業等	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ），一時預かり事業，世代間交流事業，体験学習事業，子ども・子育て支援事業，安全マップ 等

(3) 青年期（16～29歳）

主な対象者	義務教育修了者，学生（高校・大学・その他専修学校等），就労者 等
支援が必要なこと	見守り・声かけ，思春期の相談支援，青少年健全育成，生活習慣の動機づけ，就労支援，出会いの場の創造，定住支援，地域参加 等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，出会いの場づくり 等
既存事業等	青少年健全育成事業，健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，地域行事等への参加 等

(4) 壮年期（30～44歳）

主な対象者	就労者，主婦・主夫 等
支援が必要なこと	健康づくり，生活習慣の動機づけ，定住支援，地域参加，ストレスの解消，出会いの場の創造 等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，健康診断・がん検診への誘いあい，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，出会いの場づくり 等
既存事業等	健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，公民館講座等への参加促進，特定健診・がん検診 等

(5) 中年期 (45～64歳)

主な対象者	就労者, 主婦・主夫, 退職前後の者 等
支援が必要なこと	健康づくり, 生活習慣の動機づけ, 定住支援, ストレスの解消, 生きがいづくり, 地域活動参加 等
地域が協力できること	見守り・声かけ, 健康づくり活動, 健康診断・がん検診への誘いあい, ボランティア等の参加促進, 生活環境づくり, 地域行事等への誘いあい, 地域の活動リーダー育成 等
既存事業等	健康・食育の推進, ボランティア体験・登録, 地域リーダー育成事業, 特定健診・がん検診, 防犯体制整備, 公民館講座等への参加促進, 地域サロン運営支援 等

(6) 高齢期 (65歳以上)

主な対象者	退職者, 主婦・主夫 等
支援が必要なこと	見守り, 健康づくり, 生活習慣の動機づけ, 定住支援, 介護・認知症予防, 生きがいづくり, 地域活動参加, 災害時要援護者登録 等
地域が協力できること	見守り・声かけ, 健康づくり活動, 健康診断・がん検診への誘いあい, ボランティア等の参加促進, 生活環境づくり, 地域行事等への誘いあい, 地域の活動リーダー育成, 生涯学習活動への参加促進, 災害時の避難支援 等
既存事業等	健康・食育の推進, ボランティア体験・登録, 地域リーダー育成事業, 特定健診・がん検診受診勧奨, 防犯体制整備, 公民館講座等への参加促進, 地域サロン運営支援, 介護予防事業 等

(7) 障害のある人・要介護者

主な対象者	障害のある人, 発達障害のある人, 特定の疾病がある人, 認知症のある人, 介護保険要支援・要介護認定者, 災害時要援護者 等
支援が必要なこと	公的制度による支援, 見守り, 生活相談, 人権・権利相談, 災害時要援護者支援, 地域の居場所づくり 等
地域が協力できること	見守り・声かけ, 日常生活の相談, 健康づくり活動, 健康診断・がん検診への誘いあい, 世代間交流, 地域交流, 災害時の避難支援, ピアサポート・ピアカウンセリング 等
既存事業等	地域包括ケアの確立, 認知症ケアパス, 防犯体制整備, 地域自立支援協議会, 介護保険事業, 障害福祉事業, 災害時要援護者避難支援事業, 地域サロン, 当事者団体活動 等

(8) 社会的少数者・社会的弱者

主な対象者	外国人 (在住者・旅行者), 生活困窮者, 引きこもり, ニート, 路上生活者 等
支援が必要なこと	災害時の避難支援, 災害時要援護者登録, 多言語の情報提供, 経済支援, 居場所づくり, 就労支援, 相談支援 等
地域が協力できること	通訳・翻訳の支援, 見守り・声かけ, 居場所づくり, 日常の相談, 社会体験などを通じた就労活動支援, 災害時の避難支援 等
既存事業等	日本語学習支援ボランティア養成講座, 多文化共生促進事業, つなごうねっと, こころのなんでも相談, ソーシャルクラブ 等

5 先進地の活動事例

他の自治体ではさまざまな先進的な取組が進められています。三原市においてもそのような事例を参考に市民と協働でできることを検討し、5年後、10年後はさらにより地域となるよう進めていきます。

「お散歩しながら健康づくりと防災点検！」

埼玉県所沢市

地域内の名所や施設表示付のお散歩コースと災害時一次集合場所を1つのマップに掲載。るんるん野老(ところ)散歩の会や所沢地域包括支援センター、所沢市、自治会、民生委員などが制作した。お散歩で健康づくりや介護予防をしながら自分の住むまちを知り、災害などのいざというときに活用する場所もチェックできる。



「買い物難民の生活を支える地域のチカラ」

埼玉県日高市

自由に買い物に行くことができない高齢者に対し、配食サービスを実施。介護保険施設の協力のもと作ったお弁当を主婦や定年退職後の方などがボランティアで365日欠かさずに夕食を配達している。地道に活動を続けることで少しずつ活動が認知されてきている。



「地域交流サロン『ばあちゃんち』」

熊本県植木町

地域で子育てを応援し、お年寄りと子どもたちが一緒に遊びながら、お年寄りの豊かな経験や知恵などを若いお母さんや子どもたちに伝えたりする「地域の大きな家」にしたいという思いから、農家の古い納屋を改造し、地域交流サロンを開設。

若いお母さんやお父さんの子育て相談をはじめ、豆腐作りや餅つき、郷土料理の伝承活動など、お年寄りや子ども達を中心としたさまざまな交流活動を展開し、地域住民が気軽に集える場所となっている。



「権利擁護・市民後見センター『らいと』」

福岡県北九州市

日常生活上の判断に不安のある方(認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある人)が地域で安心して生活できるよう、地域福祉権利擁護事業と法人後見事業のトータルで支援を行っている。北九州市が実施している『社会貢献型「市民後見人」養成研修』を修了し、後見活動に関する幅広い知識を習得した市民スタッフが支援員となり、後見事務を担う。支援員の活動は、市社会福祉協議会が監督している。



「みんなの居場所『羽黒ほっとサロン』」

山梨県甲府市

待機児童の居場所づくりのため、ボランティアで学童保育を実施。宿題を片付けたり、花や野菜を育てたり、グラウンドゴルフや環境保護活動に取り組んだりしている。学習障害のある子どもにもじっくりと向き合うことで、文字が読めるようになるなどの効果もあった。また、高齢者の特技を地域に広められると同時に、それぞれの生きがいづくりにつながっている。



「特定非営利活動法人たんぽぽ楽食サービス」

奈良県奈良市

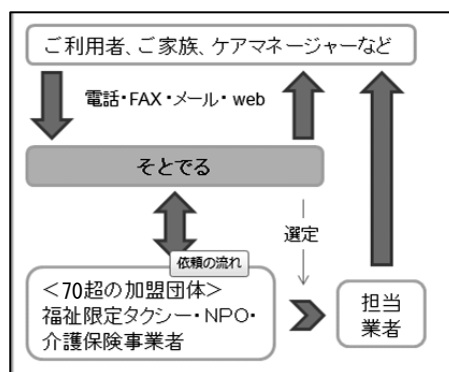
お弁当の配達だけでなく、地域の民生委員やボランティアの協力を得ながら、集会所で「会食サービス『野土花サロン』」を実施。ときには落語や影絵のイベントも交えながら、地域のコミュニケーションの場づくりを行っている。たんぽぽの家の北側向かいにある奈良県立西の京高校生のボランティア活動の受け入れもしている。



「世田谷区福祉移動支援センター『そとでる』」

東京都世田谷区

世田谷区の移動困難な障がいのある人、要支援・要介護の認定を受けている方の外出を支援し、福祉移動サービスに関する相談や福祉車両の配車(取次ぎ)などを行っている。相談は無料で、配車の利用にあたっては事前登録が必要。配車の際は、利用者の身体状況や運行内容などに応じて、加盟している介護タクシー事業者、又は福祉有償運送を行うNPOを紹介している。



第5章 重点プロジェクト

地域住民が抱える課題は多岐にわたり、その解決には行政だけでなく、住民、住民自治組織、関係団体などとの協力のもと進めていく必要があります。本市では、アンケートや関係団体ヒアリングにおいて地域福祉を担う人の不足や災害時の対策、社会の少子高齢化における生活不安といったことが多くあげられました。これらを踏まえ、計画の中で特に推し進めていく「重点プロジェクト」を以下の通り設定しました。

重点プロジェクト 1

地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備

地域活動を担う人材の固定化、高齢化が進む中、新たな人材の育成・確保が必要となっており、特に活動を束ね、地域の取組をコーディネートする活動リーダーの世代交代が今後の地域福祉の課題となっています。

課題解決のため、新たな体制づくり（勤労者の地域参加促進、団塊の世代・意欲のある高齢者等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

また、リーダーの養成とともに、地域活動への理解を促進し、リーダーを支え、活動に参画する地域住民を増やすことが求められています。

それらの人材や、活動団体のネットワーク体制を整備し、地域活動の促進を図ります。

- 地域福祉推進リーダー養成
- 地域福祉推進コーディネーターの設置
- ボランティア・市民活動サポートセンターの強化
(広報・コーディネート機能の充実)

重点プロジェクト 2

災害時要援護者避難支援行動の取組強化

平成23（2011）年の東日本大震災においては、多くの犠牲者を出した一方、災害への備えとして、日頃の地域の絆や助け合いが大きな力をもつことも注目されました。

本市においても、地域ごとに沿岸部、河川、傾斜地など、さまざまな特徴があり、日頃からそれぞれの地域に応じた防災の取組が必要となっています。

地域の防災意識の醸成を図るとともに、災害時要援護者避難支援について、日頃から地域で考え、行動し、支え合う基盤をつくります。

- 災害時要援護者対策の推進と実践体制の充実
- 福祉避難所等における住民の互助体制の構築
- 多言語の避難情報の提供
- 地域におけるサロン活動への支援拡充（高齢者、子育て世代、障害のある人等の交流促進）

重点プロジェクト 3

権利擁護の推進

今後、超高齢社会が見込まれる中で、認知症高齢者の増加が課題となります。また、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者も増加が続いています。

そうした、適切な自己判断が難しくなる人が増えることが予想されることから、日常の契約や各種サービスの利用、金銭管理などにおける権利擁護についての取組を積極的に進めます。

また、身近な家族や地域において、認知症などの高齢者に接する人も増加すると考えられます。認知症などについて理解と支援の輪を広げるとともに、予防に努める地域づくりを目指します。

- 福祉サービス利用援助事業の周知・利用促進
- 成年後見制度・任意後見制度の周知・利用促進
- 見守り支援体制の拡充
- 認知症の人、知的障害や精神障害のある人への理解と支援の推進
- 認知症サポーターや認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）の養成

第6章 協働・連携による推進体制

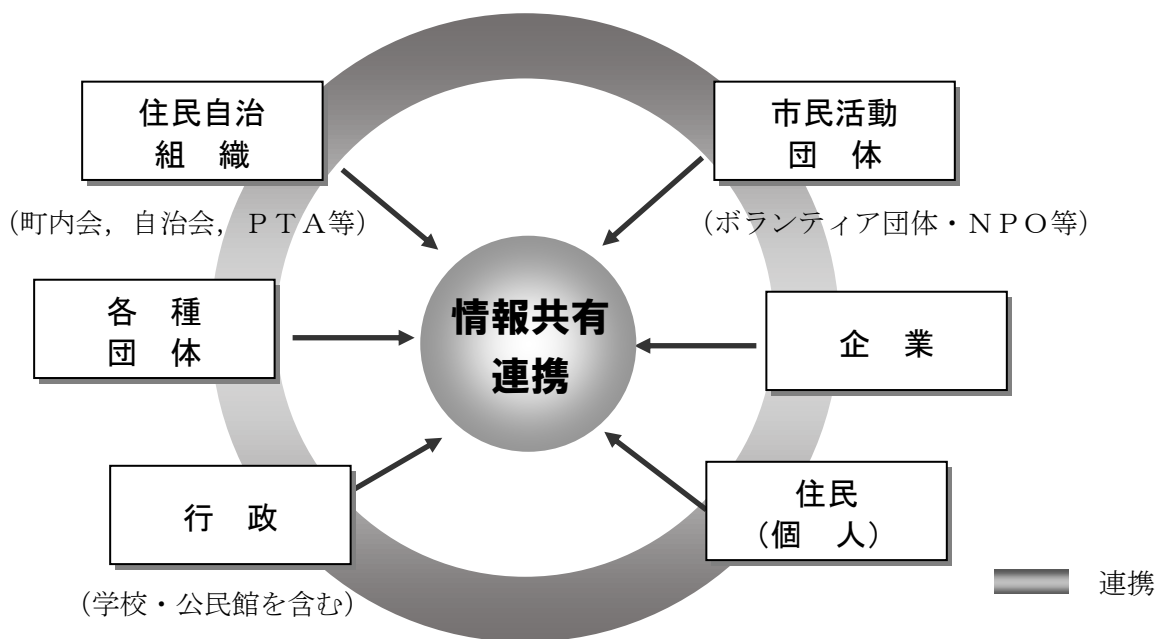
1 関係機関等の協働による計画推進

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

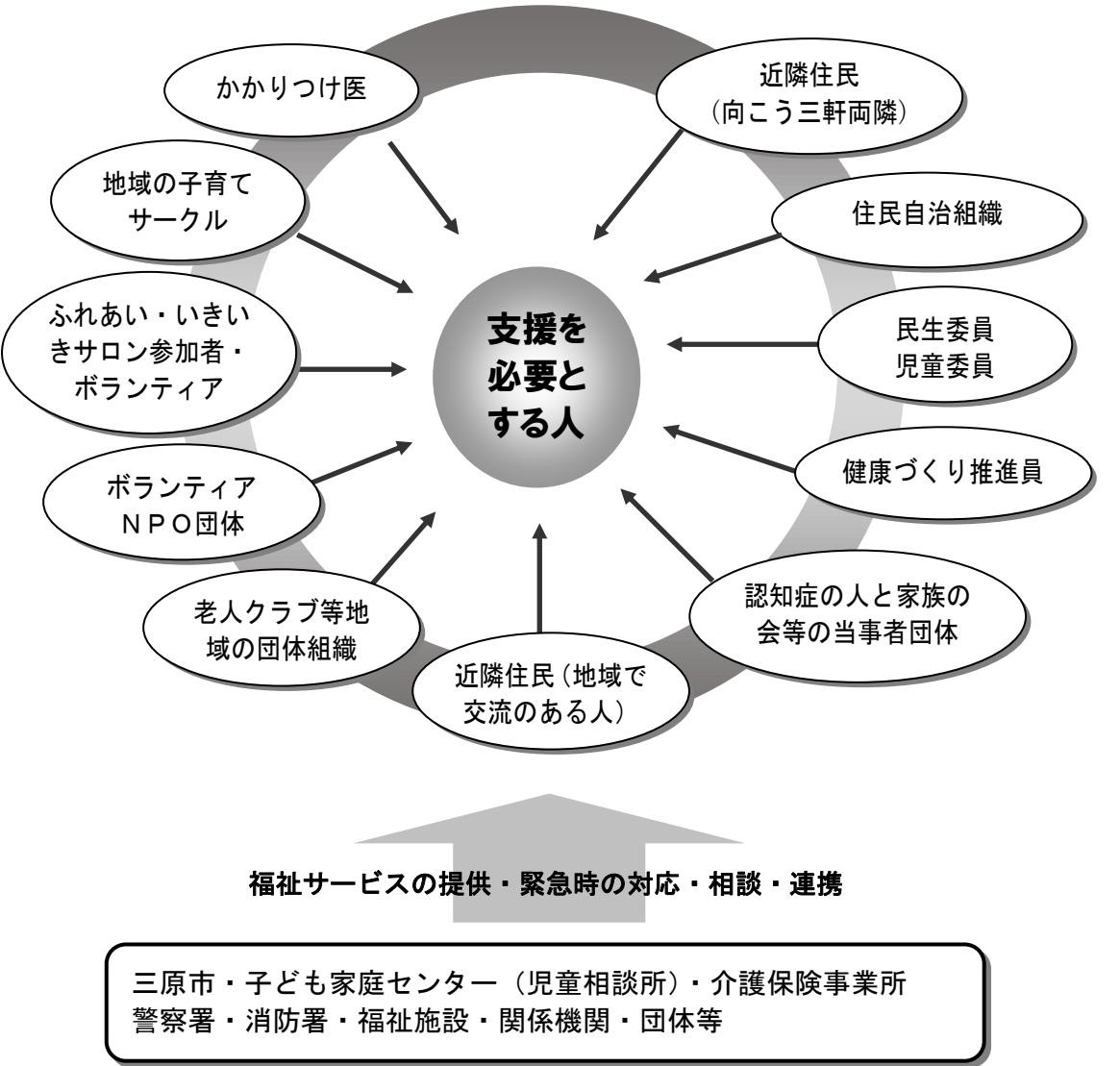
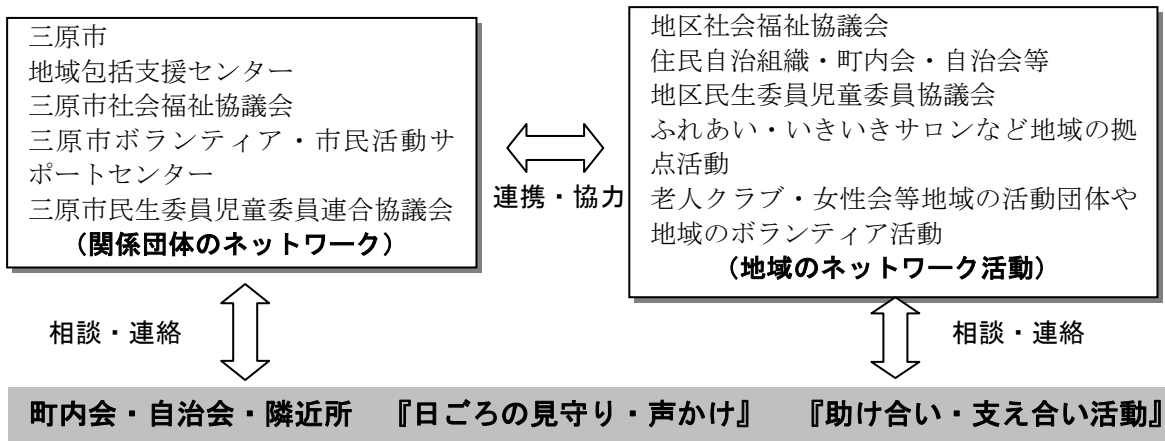
これらの多様な主体が地域福祉の推進という一つの目的に向かって、総合的・一体的に連携しながら行動していくため、小地域におけるネットワークから、専門的な機関、公的機関等におけるネットワークまで、要支援者の状況や程度にあわせた多種多様なネットワークの連携と活用を進めます。

また、社会資源を効果的に結びつけるコーディネーター的役割を果たす人材を、地域・団体、及び地区社会福祉協議会の中から育成し、需要と供給をうまく結びつける調整機能をもたせます。

■地域福祉ネットワークのイメージ図<地域の関係団体同士の連携>



■小地域における見守り安心ネットワークのイメージ図



1 行政と社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核として、住民や地域活動団体等との協働を進めるとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、本計画のより具体的な取組方針を示す計画です。行政と社会福祉協議会は、各々の立場で、より一層の連携を深めながら、総合的・一体的に各事業を推進していきます。

両計画を見直す際には、整合性を図りながら見直すこととします。

2 行政内の連携

行政は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、住民・地域・事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

3 地域内の連携

地域福祉の活動の主体として、最も基本的な活動主体は、地域に生活している地域住民、地域団体です。地域の一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚をもつことが役割として求められています。

地域福祉計画の推進にあたっては、地域の関係組織・団体が横のつながりをもてるよう、情報交換や交流のできる機会や場づくりを促進します。

今後はこれらの組織・団体とを結びつける地域福祉ネットワークを構築し、互いに連携のとりやすい体制を整備します。

4 保健・医療・福祉・教育の連携

一人の要支援者を支えるためには、保健・医療・福祉の分野を越えた、一体的なサービスを提供する必要があります。

地域ケア会議の開催等により、地域と各種サービス提供事業者が相互に連携できる体制を充実します。

市内には県立広島大学をはじめとして、多くの教育機関があります。今後はこれらの機関との連携を一層深めていきます。

また、生涯学習と福祉の連携を図り、ボランティア等の担い手を育成します。

2 計画の周知

本計画を策定するにあたり、アンケート調査や関係団体ヒアリング、ワークショップにおいて、住民、各種団体、事業所など多くの方の声をお聞きしました。今後、本計画の推進においては、市にかかわるさまざまな人々の協力、行動が重要となります。

そのためにも、より多くの市民に本計画を知ってもらう、関心をもってもらう必要があることから、市のホームページなどへの掲載や、地域福祉に関するシンポジウムの開催など、あらゆる機会を通じて、市が率先して本計画の公表、周知に努めていきます。

第7章 地域での実践編

1 ワークショップとは

「ワークショップ」とは・・・？

ワークショップとは、先生や講師から一方的に話を聞くのではなく、参加者が主体的に論議に参加したり、言葉だけでなく体や心を使って体験したり、相互に刺激し合い学び合う、グループによる学びと創造の方法です。

※各地域でこのような取組を進めるためには、実際に地域に対しての仕掛けや関係するさまざまな組織の調整を行うなど、市や社会福祉協議会などが小地域レベルで動ける推進体制を組むことが必要です。

※ワークショップの進行や各組織・団体との連携において、地域活動の実践経験のある専門家にアドバイザーとしてかかわってもらうことも必要です。

三原市で行った地域福祉計画に係る地区ワークショップの様子



本町でのワークショップの様子



久井町でのワークショップの様子



本郷町でのワークショップの様子

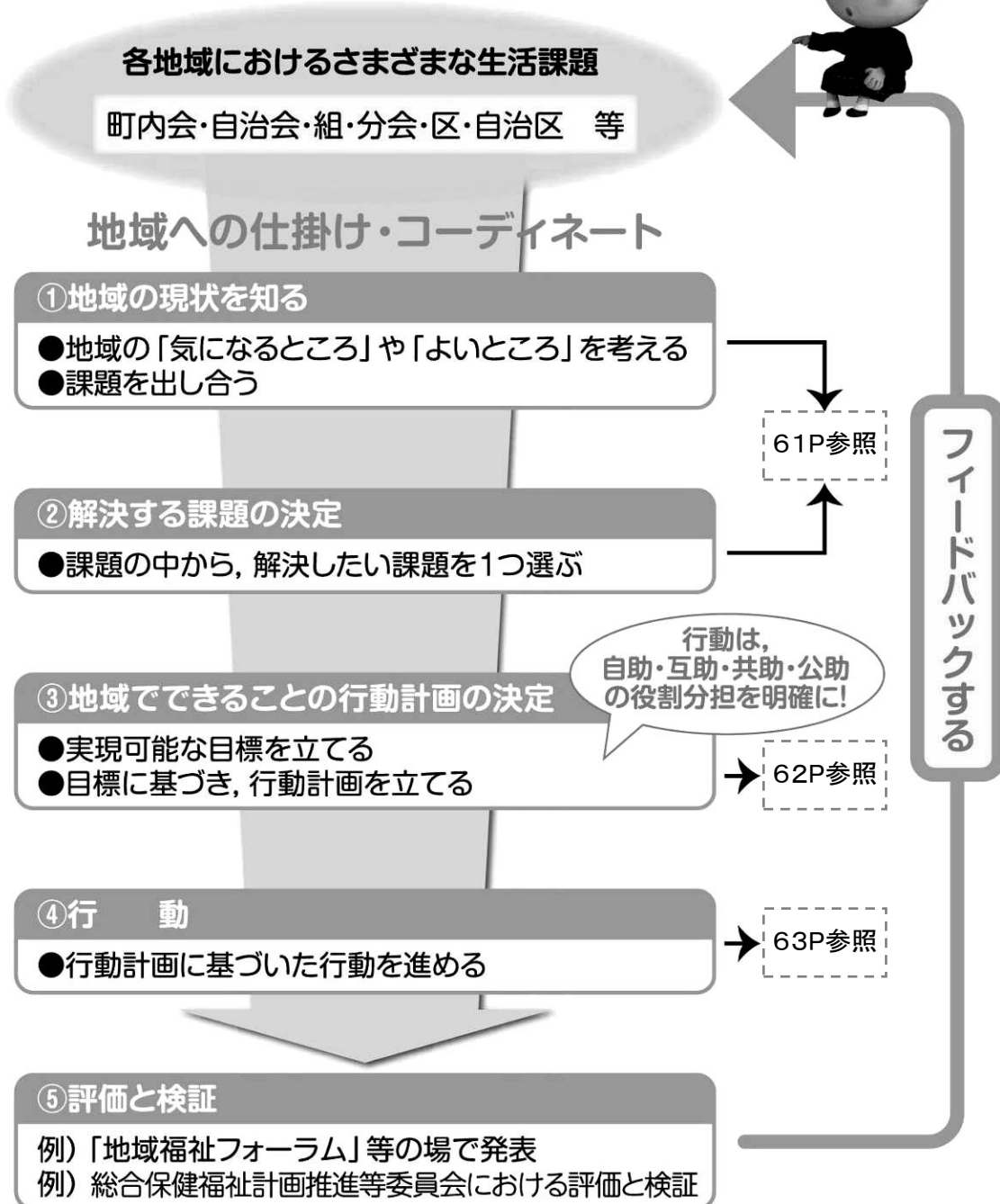


大和町でのワークショップの様子

2 地域での活動の提案

行動目標を達成するために、地域で実践していく取組の基本的な手順として、次のような段階を踏むことが考えられます。

■地域における実践の流れ



①地域の現状を知る
②解決する課題の決定 の具体的手法

私たちの住む地域の現状をよく知るために、まずは地域の困りごとやよいところをまとめてみます。

次のような順番で考えていくと、整理がしやすくなります。



私たちのまちでは、地域のことについて
みんなで一緒に考える機会を持ちました

(1) 地域の状況が共有できましたが、中でも、一番重要で、すぐにでも対応しないといけな課題だと考えたのは「**近所のふれあい**」でした。

(2) この課題は、私たちの身近なところで、こんな困りごとになっています。

- ※1 {
 - ・孤立化した人がいる。
 - ・人の育成ができていない(協働のまちづくり)
 - ・意志の疎通がない。
 - ・皆でしようという意識がない。
 - ・行事に参加する人が少ない。
 - ・自己中心的になっている。
 - ・今までは行政主導型だった。



(3) これらの困りごとに対して、こんな取り組みをしていたり、こんな地域の特徴(生活環境、人とのつながりなど)があったりするのが、私たちの地域のいいところ(強み)です。

- ※2 {
 - ・参画意識をもっている自治区がある。
 - ・地域の組内での助け合いがある。
 - ・防災組織(生活安全推進協議会)での助け合いがある。
 - ・青年会がまだ残っていて、活動している。

(4) 地域のいいところ(強み)を生かして、1つの困りごとの解決に取り組むことに決めました。

①解決に取り組む困りごと ※1の中から1つ選ぼう!

- ・みんなで、助け合わないといけないという意識が薄く、自己中心的になっている。

②解決に生かせる地域のいいところ(強み) ※2の中から関連のありそうな

- ・地域の組織がしっかりしている。 ものを選ぼう!



③地域でできることの行動計画の決定

行動計画は、次のような行動計画ノートに書き込みながら決めていくと、より具体的な計画となります。

～行動計画ノート(例)～

困りごとの解決を、こんな 段取りで進めることにしました



(1) 地域の他の人も同じような困りごとを抱えていないか話をしてみました。

①だれが、だれに話をしますか？(例：民生委員、近隣の人、家族・・・)

・民生委員、町内会等の役員、近所の人

②どうやって聞きますか？(例：家を訪問、サロンの時に、町内会の集まりで・・・)

・組の話し合いの時、訪問の時、電話

③どんなことを聞きますか？(例：他に同じような例はないか、解決策のアイデア)

・困りごと、何かして欲しいこと、話し相手になる(世間話)

(2) 困りごとの解決のために、地域でこんな活動を始めました。

①だれが、だれと一緒に活動しますか？

・ボランティア仲間、サロンの仲間、区の運営委員、生活安全推進委員会

②どんな内容の活動をしますか？

・見守り活動
・声かけ運動(顔を見て)



③いつ活動しますか？(夜？休日？日中？/どれくらいの頻度で？)

・月3回
・不定期

(3) 地域のみだけでは解決できないことが出てきた時、相談先を持っておくと安心だと思い、私たちの活動を伝えて、協力をお願いしました。

①どんなことを伝え、協力をお願いしますか？

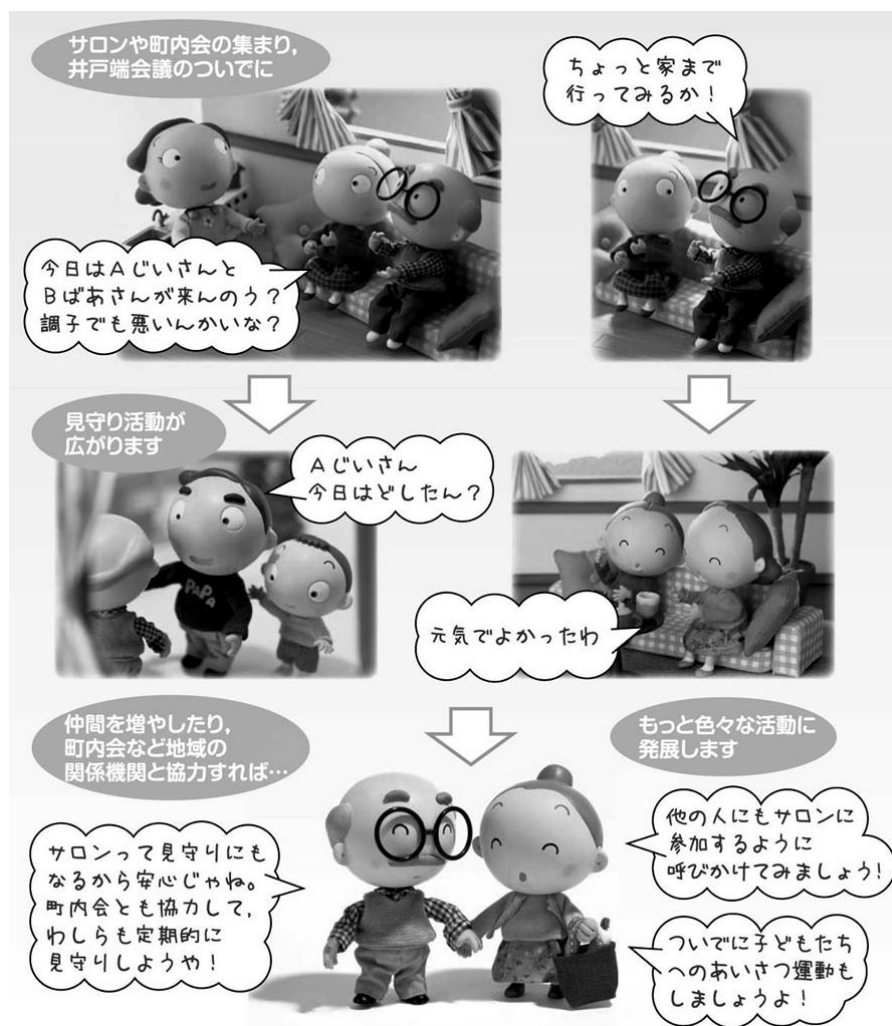
・防犯での安心・安全な地域づくりのための啓発活動、相談窓口

②どこに相談しますか？(例：社会福祉協議会、行政)

・社会福祉協議会、行政、警察、消防署、救急病院

④行 動

「行動計画ノート」等に記入した計画をもとに、取りかかりやすいことから実際に行動していきます。



⑤評価と検証

行動したら、結果を見直し、その成果等を自己評価します。評価・検証した結果をもとに、随時計画の改善を行い、次の行動へとつなげます。客観的評価のできる場として、住民同士の情報交換の交流の場となる「地域福祉フォーラム」を活用します。

- 紹介した具体的手法は、市内一律のやり方ではなく、地域の実情や特性を踏まえて、それぞれが試行錯誤しながら進めていくものです。
- 行動と成果を振り返りながら、模索の中から生まれてくるものが大切だと考えます。

第8章 計画の評価と見直しのしくみ

1 計画の推進体制

地域福祉を進めるためには、地域住民、地域の団体・組織、ボランティア等の団体、各種サービス提供事業者、保健福祉関係機関、行政の連携が不可欠です。

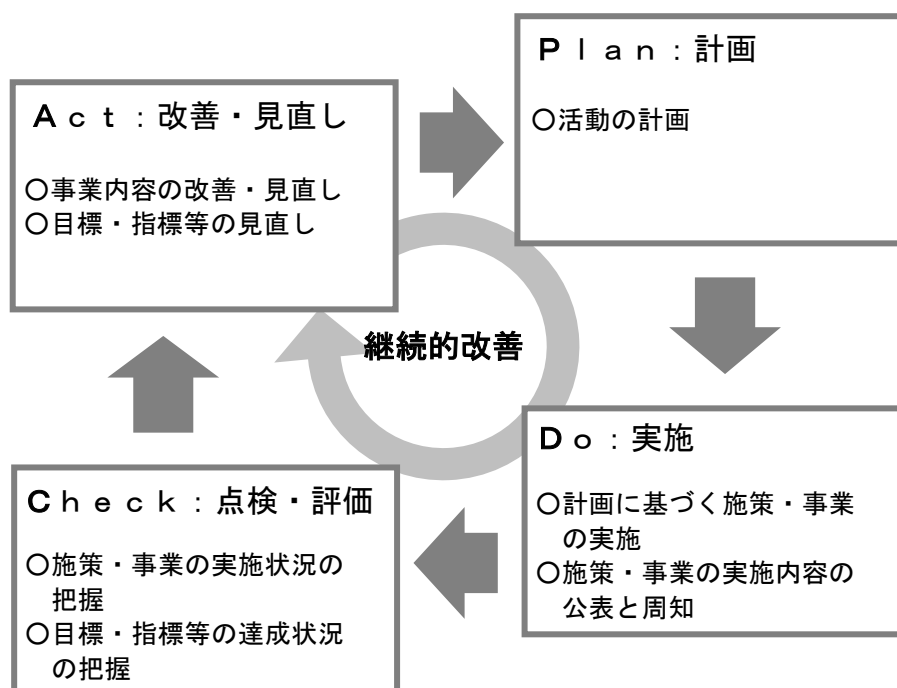
今後はこれらの人々が地域福祉の推進という一つの目的に向かって、総合的・一体的に連携しながら行動していく必要があります。そのため、小地域におけるネットワークから、専門的な機関、公的機関等におけるネットワークまで、要支援者の状況や程度に合わせた多種多様な「しくみ」づくりを進めます。

社会資源を効果的に結びつけるコーディネーター的役割を果たす地域の人材を育成し、需要と供給をうまく結びつける調整機能をもたせます。

2 計画の評価と見直し

本計画の進行管理については、定期的に進捗状況を管理・評価したうえで、取組の推進や見直しについての検討を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の構築に努めます。



(1) 総合保健福祉計画推進等委員会による評価体制

- 総合保健福祉計画推進等委員会を計画の進行状況や達成度等を定期的に評価する組織として位置づけます。
- 地域住民のテーマごとの取り組みを検証し、仮説に基づいた行動計画の成果を客観的に評価することで、成果を一つひとつ積み上げていきます。

(2) 行政内ネットワーク会議の開催

- 課の枠を超えて行政の関係課が開催するネットワーク会議の場を活用し、計画を定期的に評価・見直しを行います。

(3) 住民の成果発表の場の設定

- 地域住民が日頃の地域福祉活動の成果を発表できる場、そして住民同士の情報交換や交流のできる場として、「地域福祉フォーラム」を開催します。
- その他、行政の主催する行事・イベント、保健福祉事業等の場、広報紙や社会福祉協議会の発行する機関紙等を活用し、地域住民の主体的な活動事例を積極的に情報提供することで、住民の意欲の向上や、行動を起こすきっかけづくりにつなげていきます。

資料編

◆ 三原市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 7 月 2 日
要綱 第 5 5 号

(設置)

第 1 条 三原市総合保健福祉計画の基軸となる現三原市地域福祉計画の期間満了に伴い、新たに三原市地域福祉計画を策定し、市の一体的な保健・医療・福祉行政を切れ目なく推進することを目的として、三原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 三原市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織し、別表に掲げる機関又は団体から推薦を受けた者に市長が依頼する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は必要に応じて、ワーキング会議を設置することができる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(最初の会議の招集)

3 この要綱施行後、最初の会議は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表 (第3条関係)

1	公募委員
2	住民自治組織代表 (三原地域)
3	住民自治組織代表 (本郷地域)
4	住民自治組織代表 (久井地域)
5	住民自治組織代表 (大和地域)
6	三原市民生委員児童委員連合協議会
7	三原市社会福祉協議会
8	三原市ボランティア連絡協議会
9	学識経験者代表 (県立広島大学)
10	三原市手をつなぐ育成会
11	三原市地域包括支援センター
12	子育て支援サロン
13	三原市老人クラブ連合会
14	ふれあい・いきいきサロン
15	三原市PTA連合会
16	三原市地域自立支援協議会

◆ 三原市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成 26 年 3 月 31 日まで

1	公募委員	紙本 和紀
2	住民自治組織代表（三原地域）	井上 裕
3	住民自治組織代表（本郷地域）	本山 繁則
4	住民自治組織代表（久井地域）	増谷 義隆
5	住民自治組織代表（大和地域）	和氣 泰臣
6	三原市民生委員児童委員連合協議会	東谷 憲男
7	三原市社会福祉協議会	永井 修治
8	三原市ボランティア連絡協議会	吉田 一江
9	学識経験者代表（県立広島大学）	金子 努
10	三原市手をつなぐ育成会	安棟 信雄
11	三原市地域包括支援センター	若林 裕旨
12	子育て支援サロン	安原 幸恵
13	三原市老人クラブ連合会	北村 宗一
14	ふれあい・いきいきサロン	川品 洋子
15	三原市PTA連合会	岡田 妙子
16	三原市地域自立支援協議会	阿部 真理子

◆ 策定経過

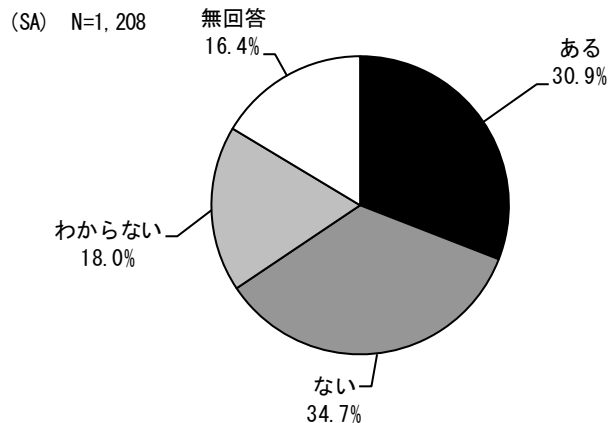
年 月 日	内 容
平成25年 7月4日	第1回三原市総合保健福祉計画推進等委員会を開催 三原市地域福祉計画策定委員会設置について説明
8月6日	第1回三原市地域福祉計画策定委員会を開催 三原市地域福祉計画の位置づけ、委員会設置要綱について説明 県立広島大学 金子努委員による講演
9月21日	関係団体ヒアリングの実施（ボランティア連絡協議会）
10月1日～ 10月30日	アンケート調査票を、町内会等住民自治組織の役員518名と三原市民生委員児童委員及びボランティア等2,127名にあて送付
10月4日	地域ワークショップの開催（久井地域）
10月5日	関係団体ヒアリングの実施（手をつなぐ育成会）
10月10日	関係団体ヒアリングの実施（高齢者サロン）
10月23日	関係団体ヒアリングの実施（子育てサロン、民生委員児童委員）
10月30日	関係団体ヒアリングの実施（老人クラブ）
11月15日	地域ワークショップの開催（大和地域）
11月20日	地域ワークショップの開催（三原地域）
12月6日	地域ワークショップの開催（本郷地域）
12月26日	第2回三原市地域福祉計画策定委員会を開催 アンケート調査結果の報告、関係団体ヒアリング結果の報告、地域ワークショップの報告、骨子案の検討
平成26年 2月4日～ 2月20日	パブリックコメントの実施
3月13日	第3回三原市地域福祉計画策定委員会を開催 パブリックコメント結果の報告、計画（原案）の確認及び承認 概要版の確認
3月19日	第2回三原市総合保健福祉計画推進等委員会を開催 計画案の確認及び承認

◆ アンケート調査結果より

問 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。（1つだけに○）

「ない」が34.7%で最も高く、次いで「ある」が30.9%となっています。

◆住民調査

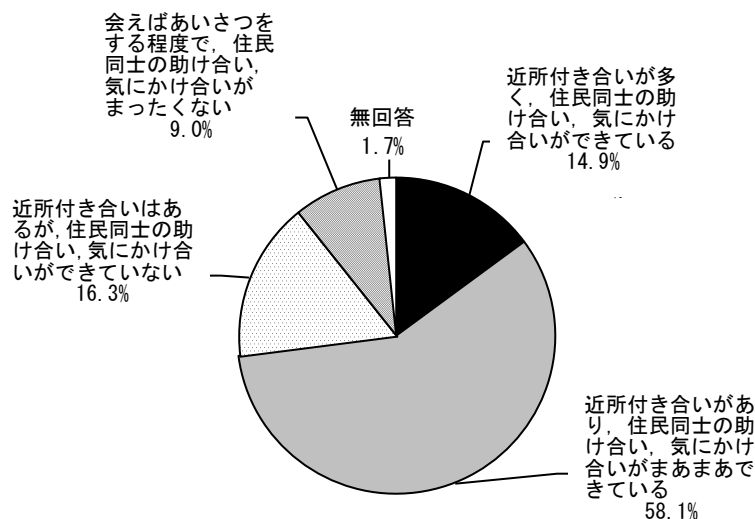


問 あなたが町内会等の活動をしている地域では、住民同士の支え合い・気にかけていれていますか。（1つだけに○）

「近所付き合いがあり、住民同士の助け合い、気にかけている」が58.1%を占めています。

◆町内会等住民自治組織調査

(SA) N=355

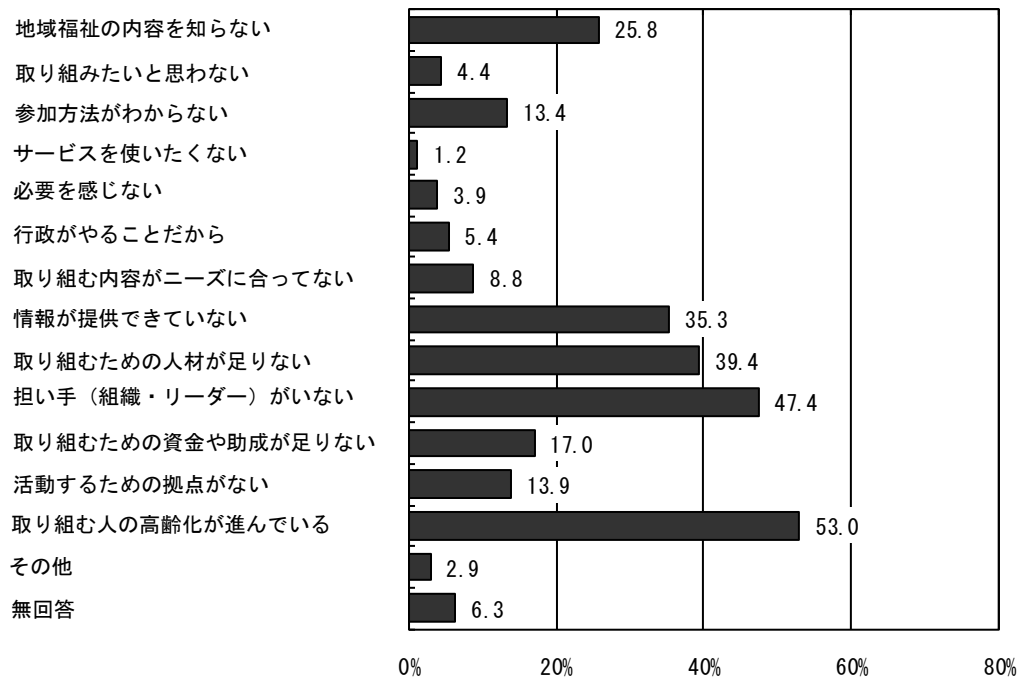


問 地域福祉がなぜ進んでいないと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「取り組む人の高齢化が進んでいる」が53.0%で最も高くなっています。次いで「担い手（組織・リーダー）がない」が47.4%、「取り組むための人材が足りない」が39.4%が続いています。

◆住民調査

(MA) N=411

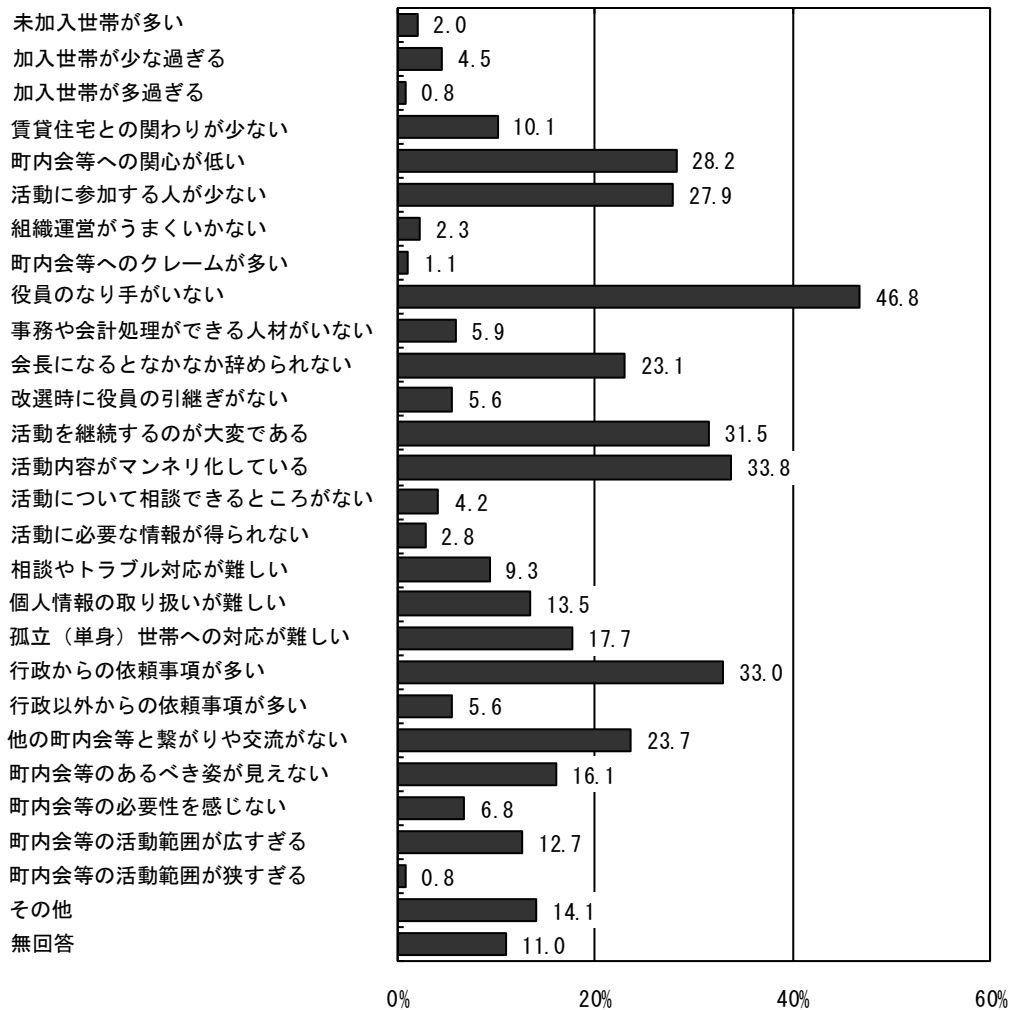


問 あなたの町内会等の運営や活動で、課題と感じていることはなんですか。（あてはまるものすべてに○）

「役員のなり手がいない」が46.8%で最も高くなっています。次いで「活動内容がマンネリ化している」が33.8%、「行政からの依頼事項が多い」が33.0%で続いています。

◆町内会等住民自治組織調査

(MA) N=355

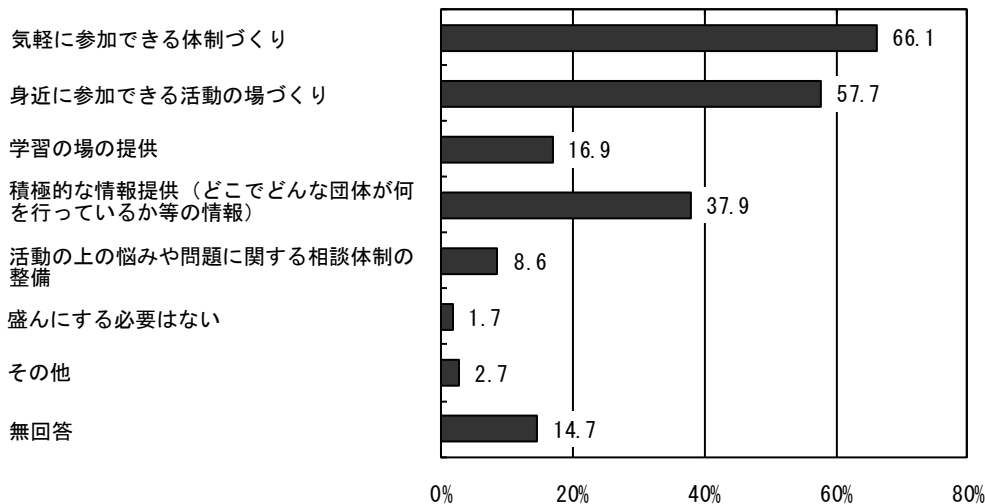


問 あなたはボランティア活動をもっと盛んにするために、何が必要だと思いますか。
(特にあてはまるもの3つまでに○)

「気軽に参加できる体制づくり」が66.1%で最も高くなっています。次いで「身近に参加できる活動の場づくり」が57.7%、「積極的な情報提供（どこでどんな団体が何を行っているか等の情報）」が37.9%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208

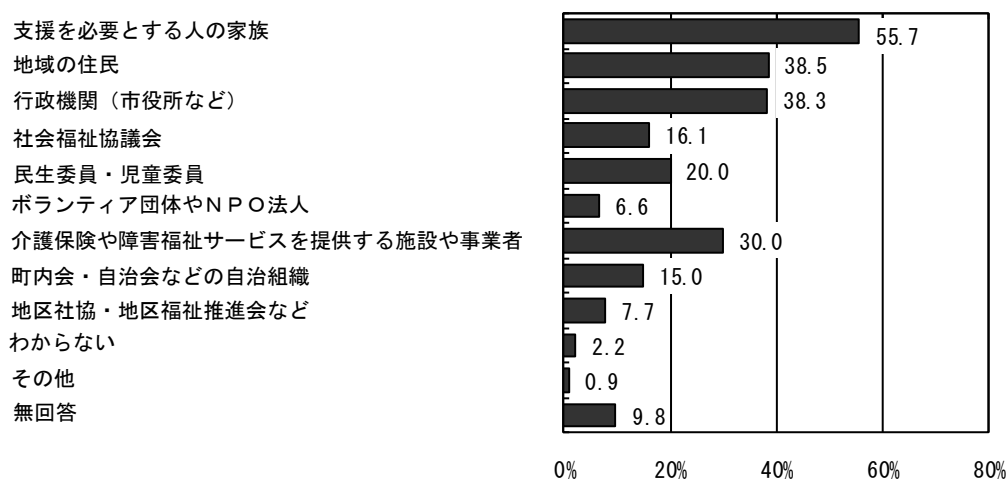


問 日常生活において困ったことが起きた場合、誰もが住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が（どこが）行うべきだと思いますか。（特にあてはまるもの3つまでに○）

「支援を必要とする人の家族」が55.7%で最も高くなっています。次いで「地域の住民」が38.5%、「行政機関（市役所など）」が38.3%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208

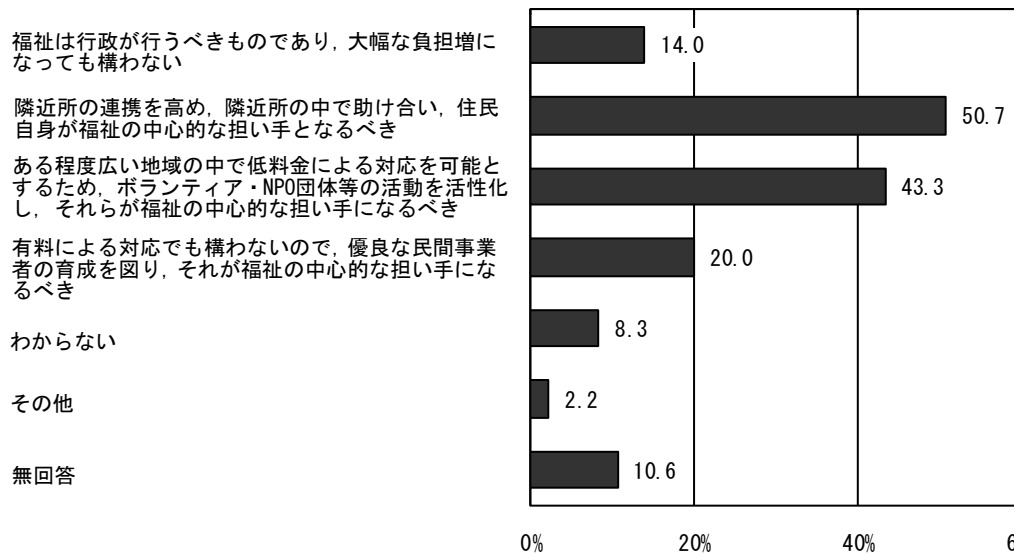


問 あなたは今後の福祉のあり方について、どのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

「隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合い、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」が50.7%で最も高くなっています。次いで「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため、ボランティア・NPO団体等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手になるべき」が43.3%、「有料による対応でも構わないので、優良な民間事業者の育成を図り、それが福祉の中心的な担い手になるべき」が20.0%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208

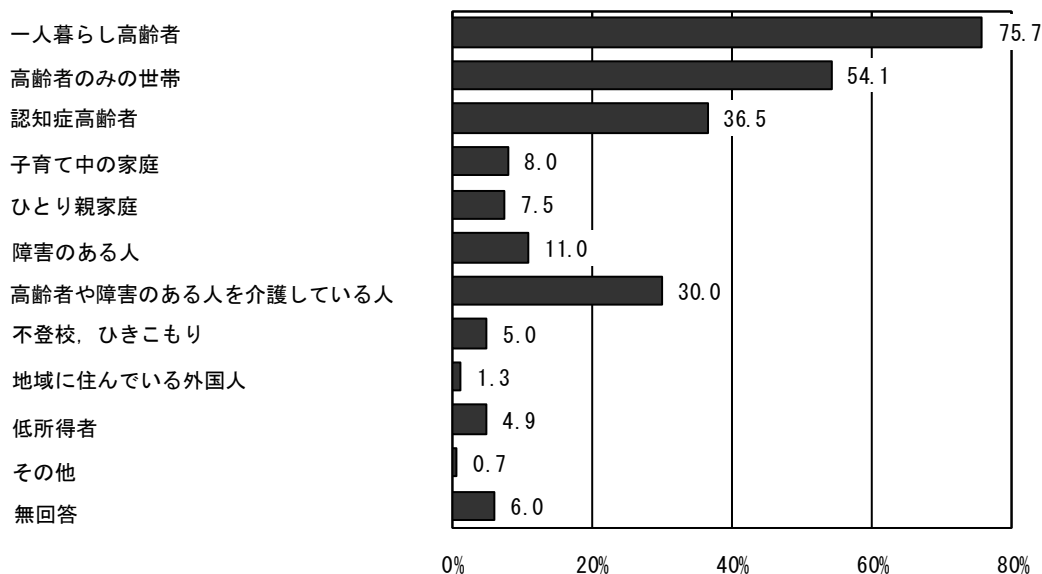


問 あなたがお住まいの地域において、これから特に支援が必要だと思う対象は誰ですか。(特にあてはまるもの3つまでに○)

「一人暮らし高齢者」が75.7%で最も高くなっています。次いで「高齢者のみの世帯」が54.1%、「認知症高齢者」が36.5%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=679

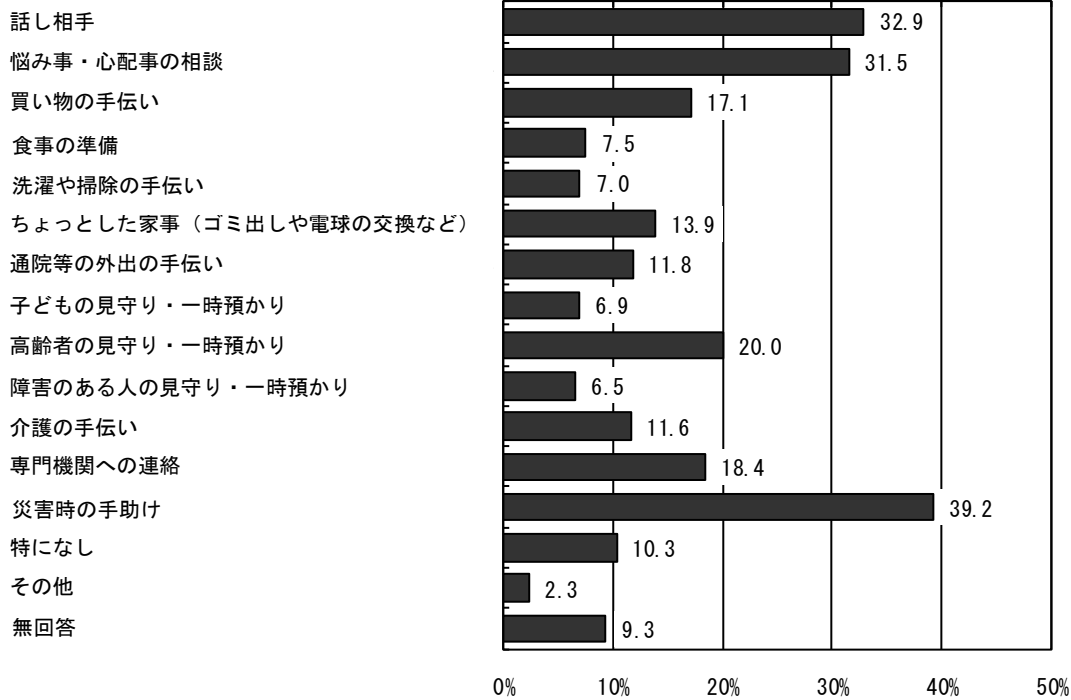


問 あなたは日常生活において困ったことができたとき、地域で助けてほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「災害時の手助け」が39.2%で最も高くなっています。次いで「話し相手」が32.9%、「悩み事・心配事の相談」が31.5%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208

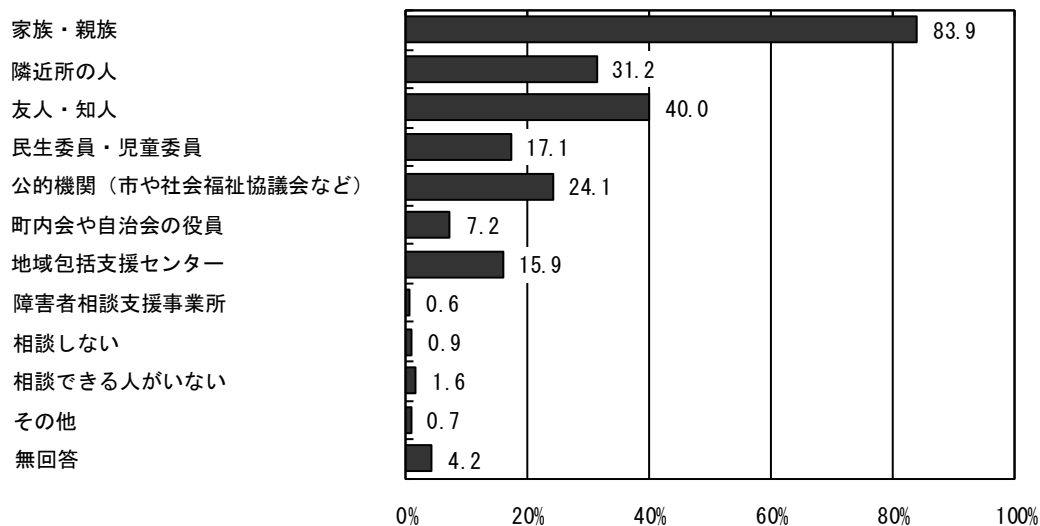


問 あなたは困ったときに誰に (どこに) 相談しますか。(特にあてはまるもの3つまでに○)

「家族・親族」が83.9%で突出しています。「友人・知人」が40.0%、「隣近所の人」が31.2%で続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208

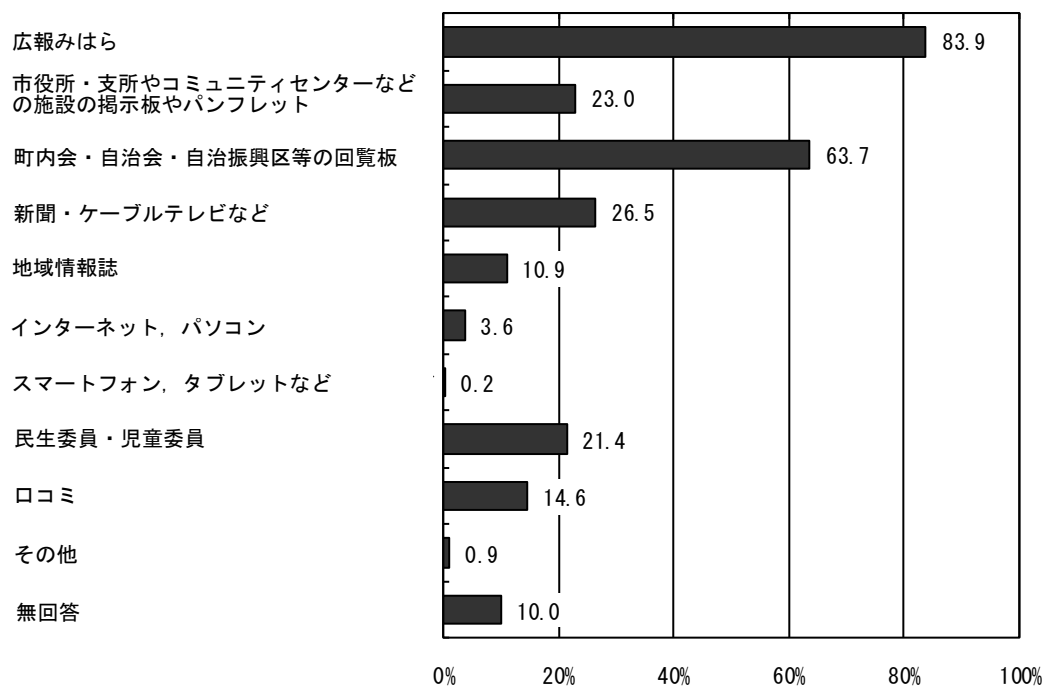


問 あなたは三原市内における保健や福祉に関する情報をどのように入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

「広報みはら」が83.9%で最も高くなっています。次いで「町内会・自治会・自治振興区等の回覧板」が63.7%、「新聞・ケーブルテレビなど」が26.5%が続いています。

◆住民調査

(MA) N=1,208



三原市地域福祉計画

発行年月：平成26（2014）年3月

発行：三原市

編集：三原市保健福祉部高齢者福祉課

〒723-8601 広島県三原市港町3丁目5番1号

電話：(0848) 67-6055 ファックス (0848) 64-2130

Eメール：kaigo@city.mihara.hiroshima.jp



三原市地域福祉計画

平成26（2014）年度～平成35（2023）年度